

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

吹田市議会会議録 4 号

令和 7 年（2025 年）9 月 12 日（金）（第 4 日）

吹田市議会会議録 4 号

令和 7 年 9 月定例会

○ 議 事 日 程

令和 7 年 9 月 12 日 午前 10 時開議

- 1 { 議案第 84 号 公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定について
議案第 85 号 令和 7 年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 2 { 議案第 77 号 吹田市資源循環エネルギーセンター基幹的設備機能回復工事請負契約の締結について
議案第 83 号 令和 7 年度吹田市一般会計補正予算（第 2 号）
- 3 一般質問

○ 付 議 事 件

議事日程のとおり

○ 出席議員 34 名

1 番	益 田 洋 平	2 番	梶 川 文 代
3 番	五 十 川 有 香	4 番	西 岡 友 和
5 番	久 保 直 子	7 番	石 川 勝
8 番	後 藤 恭 平	9 番	中 西 勇 太
10 番	玉 井 美 樹 子	11 番	山 根 建 人
12 番	村 口 久 美 子	13 番	後 藤 久 美 子
14 番	川 田 尚	15 番	江 口 礼 四 郎
17 番	浜 川 剛	18 番	井 上 真 佐 美
19 番	野 田 泰 弘	20 番	竹 村 博 之
21 番	塩 見 み ゆ き	22 番	柿 原 真 生
23 番	清 水 亮 佑	24 番	今 西 洋 治
25 番	林 恭 広	26 番	澤 田 直 己
27 番	白 石 透	28 番	有 澤 由 真
29 番	矢 野 伸 一 郎	30 番	小 北 一 美
31 番	橋 本 潤	32 番	乾 詮
33 番	高 村 将 敏	34 番	井 口 直 美
35 番	泉 井 智 弘	36 番	藤 木 栄 亮

○ 欠席議員 0 名

○ 出席説明員

市 長	後 藤 圭 二	副 市 長	春 藤 尚 久
副 市 長	辰 谷 義 明	危 機 管 理 監	岡 田 貴 樹
総 務 部 長	山 下 栄 治	行 政 経 営 部 長	今 峰 み ち の
税 務 部 長	中 村 大 介	市 民 部 長	大 山 達 也
都 市 魅 力 部 長	脇 寺 一 郎	児 童 部 長	道 場 久 明
福 祉 部 長	梅 森 徳 晃	健 康 医 療 部 長	岡 松 道 哉
保 健 所 長	松 林 恵 介	環 境 部 長	道 澤 宏 行
都 市 計 画 部 長	清 水 康 司	土 木 部 長	真 壁 賢 治
下 水 道 部 長	愛 甲 栄 作	会 計 管 理 者	伊 藤 さ お り
消 防 長	山 田 武 史	水 道 事 業 管 理 者 職 務 代 理 者 水 道 部 長	原 田 有 紀
理 事（子 育 て 支 援 セ ン タ ー 担 当）	北 澤 直 子	理 事（公 共 施 設 整 備 担 当）	伊 藤 登
理 事（地 域 整 備 担 当）	梶 崎 浩 明	教 育 長	大 江 慶 博
学 校 教 育 部 長	井 田 一 雄	教 育 監	植 田 聡
地 域 教 育 部 長	二 宮 清 之	選 挙 管 理 委 員 会 長 事 務 局 長	杉 原 博 之

○ 出席事務局職員

局 長	岡 本 太 郎	参 事	守 田 祐 介
参 事	東 貴 一	主 幹	森 岡 伸 夫
主 幹	辻 本 征 志	主 査	吉 原 大 喜
書 記	古 河 輝	書 記	中 川 晃 希

（午前10時 開議）

○矢野伸一郎議長 ただいまから9月定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

ただいまの出席議員は34名でありまして、病気その他の理由による欠席届出者はありません。

本日の議事日程はお手元に配付いたしてありますので、それにより御承知願います。

なお、本定例会の臨時議事説明員として、本日、杉原選挙管理委員会事務局長の出席を要請いたしましたので御了承願います。

これより議事に入ります。

○矢野伸一郎議長 日程1 議案第84号及び議案第85号を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。選挙管理委員会事務局長。

（選挙管理委員会事務局長登壇）

○杉原博之選挙管理委員会事務局長 御上程いただきました議案第84号 公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定につきまして御説明申し上げます。

このような御提案をさせていただくことにつきましては、誠に申し訳なく存じております。

追加議案書の5ページをお願いいたします。

本件事故による物損部分に係る損害賠償額は88万9,500円、賠償の相手方は、本件事故により損害を受けた個人でございます。

事故の概要でございますが、追加議案参考資料の5ページをお願いいたします。

本年7月20日午後8時頃、選挙管理委員会事務局職員運転の軽自動車佐井寺南が丘公園南側付近の吹田市上山手町26番地先の市道を走行中、信号待ちのため停止していた相手方個人所有の普通乗用車に追突し、同車が損傷したものでございます。

示談内容といたしましては、自動車修理代及びレンタカー代といたしまして、損害総額88万9,500円の全額を本市の損害賠償額とするものでございます。

本件事故によります損害賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害

共済から全額給付されるものでございます。

なお、本件事故により負傷されました相手方車両の運転者につきましては、現在も治療を継続されておりますため、今回は、本件事故の物損部分に係る損害賠償を先行して行うものでございます。人損部分に係る損害賠償につきましては、治療が終了しました後に行う予定でございます。

車両運行上の安全管理につきましては、日頃から注意をいたしているところではございますが、運転者に対して厳重注意を行うとともに、事務局内の職員全員に安全運転を心がけるよう改めて注意喚起を行いました。

また、車両を運転する職員の健康確保のため、選挙期間中の業務実施体制の強化や役割分担の見直し等、職場の環境改善に関する検討を進めているところでございます。

今後とも、車両運行上の安全管理にはなお一層の注意をし、事故防止に努めてまいりたいと存じますので、よろしく御審議いただき原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 健康医療部長。

（健康医療部長登壇）

○岡松道哉健康医療部長 御上程いただきました議案第85号 令和7年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、被保険者保険料還付金が予算を上回る見込みとなったことによるものでございます。

追加議案書の7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億1,359万9,000円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し上げます。

追加議案書の12ページ、13ページ、歳出の表をお願いいたします。

第3款 諸支出金、第1項 償還金及び還付金で400万円を追加するものでございます。

次に、10ページ、11ページに戻りまして、歳入の表をお願いいたします。

第4款 諸収入、第2項 償還金及び還付加算金で400万円を追加するものでございます。

以上が、議案第85号の提案の理由及びその概要でございます。よろしく御審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 説明が終わりました。

質問は後日に受けることにいたします。



○矢野伸一郎議長 次に、日程2 議案第77号及び議案第83号、並びに日程3 一般質問を一括議題とし、昨日に引き続き質問を受けることにいたします。通告順位により順次発言を願います。4番 西岡議員。
(4番西岡議員登壇)

○4番 西岡友和議員 立憲民主党の西岡友和です。発言通告に従いまして個人質問をさせていただきます。

まず初めに、市民の安全につきまして。

いずみ公園の出入口付近におきまして、地面のくぼみによる事故が確認されました。本市が管理する公園や道路において過去にも転倒事故や根上がりなどが原因で市が損害賠償を支払うという案件が報告されております。超高齢社会におきましては、小さな段差や舗装不良が重大な事故に直結することから、バリアフリーのまちづくりを優先度づけることによる課題は、喫緊の課題だと思っております。点検体制の実効性を高めるためには、従来の巡回点検に加え、LINEなどを利用した住民通報システムなど身近なツールによる情報収集を強化することが有効であると考えています。

そこでまず、土木部にお伺いをいたします。

市道や歩道における転倒事故の発生状況について、過去の事故件数や損害賠償事例の傾向などをどのように把握をしているか。公園や市道に関する点検頻度、危険箇所の抽出、記録方法、住民からの通報窓口の運用状況について、自治会など地域団体との連携はどうか。また、ICTを活用した迅速な対応の仕組みづくりをどのように進めているか。以上、答弁を求めます。

次に、災害時に避難所として活用される公共施設及び上・下水道について伺います。

公民館、市民ホール学校など公共施設における点検頻度や危険箇所のリストアップの方法、また、LINEを含む住民からの通報窓口の利用状況について、安全管理体制の実効性確保という観点からより透明性の高い点検、報告の仕組みをどのように構築していくのか、それぞれの所管より答弁を求めます。

続きまして、学校現場における業務用携帯の配備につきまして質問をいたします。

昨年、令和6年11月議会におきまして、校外学習時などの外部からの緊急連絡用に小・中学校に各1台ずつ携帯電話を配備してはどうかと質問をさせていただきました。その際、当時の学校教育部長からは、各学校への公用携帯電話の配置については、現状の把握と課題の整理に努めるとともに関係部局と調整しながら検討を進めてまいりますと、このように答弁を頂いております。

そこで伺います。現状の把握と課題整理はどのような内容であったのか。関係部局との調整はどうか。今後、実際に配備を進めるのか、それとも見送るのか、その判断理由も併せて市の見解をお示してください。

続きまして、学校配当予算につきまして質問をさせていただきます。

令和7年度の学校配当予算につきまして、本市では小学校35校に対して総額1億5,851万円、中学校18校には9,370万円を配分しております。これらの予算は、校長先生の裁量により消耗品や印刷製本、施設の軽微な修繕などに充てられていくと承知しております。

しかし、現場の声として消耗品や修繕費について不足している、実態に合っていないとの指摘が多く寄せられております。学校ごとにそれぞれ事情は異なるとは思いますが、総じて現場のニーズと予算の乖離が生じているのではないかと考えております。

質問します。各校への配分プロセスはどのようになっているのか。昨今の物価高騰に対して、物価スライドの反映や需要の増大との関係をどのように認識しているのか、以上について市の現状認識と今後の対応につきましてお聞かせをいただきます。

続きまして、職員の働き方につきまして伺います。

私も民間企業で20年間勤務をしておりました。全ての仕事は尊いものでありますし、働くことには喜びと同時に大変な苦勞も伴うものであります。本市において公共の利益のために全力を尽くしている3,000人を超える職員の皆様には、心より敬意を表します。

まず、年次有給休暇について伺います。

地方公務員には、年20日の年次有給休暇が付与されます。本市の取得率は全国平均と同程度、おおむね7割の14日間ぐらいと承知をしています。人事院通知に基づく年五日間の確実な取得は当然のこととして、基本的には20日全て取得できる環境を整えるべきだと考えております。

令和5年11月議会において、大阪維新の会、高村議員の質問に対する理事者答弁を引用させていただきます。年休取得が5日に満たない職員は、全体の9.3%、さらに1日も取得していない職員は57人でありました。

そこで、まず3点伺います。

令和5年度及び6年度の年休取得の実績、平均取得日数、取得率、取得日数5日に満たない職員数、また未取得者数及び今年度の速報値と目標値はどうか。続いて、部局別、職域別に特徴的な傾向はあるのか。外郭団体における休暇取得の現状、また、統一的なガイドラインを設けているのか。以上、答弁を求めます。

続きまして、休日出勤と代休の取得状況について伺います。

市民体育祭や文化祭、また、敬老行事、新年会など市民参加型の行事におきまして、職員の休日出勤が常態化しております。

以下質問です。管理職が休日出勤を実施した場合、代休は確実に取得しているのか。過去3年間の代休取得の状況と未取得の件数はどうか。部局間に偏りはあるのか。特に、地域教育部や都市魅力の実態はどうか。以上、答弁を求めます。

さらに、地域諸団体へ幹事や役員としての参加について伺います。

私は、令和4年度2月定例会で質問させていただきました。当時の教育監から、青少年対策委員会や地域教育協議会への参加は、地域の実情に応じて実務として行っていると答弁をいただきました。

そこで、伺いたいします。校長、教頭、学校副管理者が連合自治会や青少年対策委員会など幹事として参画することに法的根拠があるのか、また、これを勤務と位置づけているのか、それとも地域奉仕活動として整理しているのか。代休や勤務時間管理との整合性は取れているか。それ以外の地域諸団体に幹事として就任している例を把握しているか答弁を求めます。

そして、最後にお伺いします。本市として、休暇の完全取得、時間外労働の縮減、地域活動との整合性という三つの課題をどのように整理し、今後、改善を図っていくのでしょうか。以上、答弁を求めます。

続きまして、デジタルディバイドの解消について伺います。

本市において、デジタル政策を推進する上で、デジタルディバイドの解消、とりわけ高齢者への支援は重要な課題であります。

令和5年度デジタル政策室の取組として初めてのスマートフォン講座が開催され、電源の入れ方からメールの利用といった基礎編からマイナポータルの利用に至る応用編まで習熟度に応じたカリキュラムが提供されたと承知しております。

それで伺います。今後、同趣旨の取組についてどのように検討しているのか。

一方、本市は吹田市高齢クラブ連合会に委託をして、生きがい教室の中でも年9回のスマートフォン講座を実施しています。これらは、いずれも高齢者のデジタル活動を支援するという点で吹田市のデジタル政策を具現化する一環であると理解をしております。

そこで、伺いをいたします。いきがい教室の中でスマートフォン講座について受講者数、満足度をどのように把握しているのか、またその講座についてどのように評価をしているのでしょうか。

そして、最後に伺います。異なる部局においてス

マホ教室を展開している現状を踏まえ、今後はどのように効果的、効率的な事業運営を行い、デジタルデバイドの解消に結びつけていこうとしているのか、それぞれのすみ分けも含めて市の見解を求めます。

以上、1回目の質問を終了いたします。

○矢野伸一郎議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 市内の道路、公園の安全管理に関する数点の御質問につきまして土木部から御答弁申し上げます。

市管理道路における転倒事故に対する損害賠償案件につきましては、過去10年間で3件発生しておりますが、令和元年以降は発生しておりません。公園や緑道では、過去10年間で6件発生しております。双方ともに、件数に特別大きな傾向は見られないと認識しております。

市道の点検は毎年行っており、地域緊急交通路、幹線道路及びバス路線で5年に一度の頻度となるよう路面性状調査を実施することで、損傷状況を把握し、計画的に舗装補修を進めております。また、路面下空洞調査を10年に一度の頻度となるよう実施しており、路面下の空洞にある危険箇所を抽出し対応を行っております。

市管理道路においては、日常的な点検として、職員による車上からのパトロールを週2回実施し、1年間で二回りできるよう点検を行っております。点検にて異常があった場合や市民からの通報があった箇所などは、現地確認の上、必要に応じて補修を行っております。

また、公園では、樹木や施設について有資格者による樹木健全度調査や公園等遊具点検を年1回実施しており、危険箇所の抽出に努め、対応を行っております。

市民からの通報窓口としては、電話、ファクス、はがき、メール及びLINEを活用するなど広く市民から情報を受け付けております。また、防犯灯、街路灯については、自治会に協力をお願いし、不具合の報告をいただくようにしております。

なお、LINEで受け付けた不具合については、対応状況をホームページで公開しております。

自治会など地域団体からは、パトロールした結果を基に要望を頂くなど様々なケースがありますが、全ての要望について現場を確認した上で、地域とも話し合いながら、状況に応じて可能な限りの対応を行っております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 続きまして、地域教育部から答弁申し上げます。

まず、公民館における安全管理につきましては、館長、事務員による開館日の日常点検に加え、年に1回の簡易点検を行っております。また、担当職員が公民館に立ち寄った際には、危険箇所の確認、点検を行い、常日頃から安全管理に努めているところでございます。

次に、地域教育部内職員の勤務日の振替につきましては、各地区公民館文化祭や子供会スポーツ大会などの数多くの地域行事等への出席、施設整備に関する地域への説明、開館スタッフの急な病休代替に伴う出勤、専門職の採用試験などこれらの対応を祝休日に行うため、他部局の中では振替が多い部署と認識しております。

業務の都合上、全てを振替できておりませんが、管理職も含め、おおむね振替休日を取得するなど時間外勤務時間の縮減に努めております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 市民部長。

○大山達也市民部長 続きまして、市民部から答弁申し上げます。

市民自治推進室が所管する公共施設につきましては、休館日を除き管理人が常駐しており、管理員からの報告を通じて日頃から危険箇所を把握し、必要に応じて対処しているところでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 続きまして、学校教育部より御答弁申し上げます。

まず、学校における施設の安全管理体制につきましては、日々の学校職員による点検に加え、市の担当職員による点検、包括管理事業者による巡回点検、

専門業者による法定点検などにより、危険箇所の把握に努めております。また、施設の不具合につきましては、学校や市民の声、包括事業管理者が設置している24時間対応の管制センターなどを通じて情報を収集しております。

次に、学校現場における業務用携帯電話の配備につきましては、教育委員会として、教員個人の携帯電話で保護者等に連絡せざるを得ないという現場の状況は課題であると認識しており、公用携帯電話の配備に向けて関係部局と調整を進めてまいりましたが、実現には至っておりません。

教職員が働きやすい環境を整備するためにも、公用携帯電話の配備が進んでいる近隣市の状況も参考にしながら、引き続き実現に向けて努めてまいります。

最後に、学校配分予算につきましては、各学校への配分は、教育委員会として確保した配分予算総額を学校規模等に応じて振り分ける形で行っております。各学校には、当該校の総額のみを示し、具体的にどのような使い方をするのかにつきましては、対象となる予算科目の範囲内で校長の裁量に委ねております。学校運営に必要な費用は多岐にわたる上、物価の高騰もあり、現状ではやりくりに苦慮されているという状況であると認識しております。引き続き、学校からの相談には丁寧に対応するとともに、限られた予算の中で優先順位を見極めながら、必要な予算の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 水道事業管理者職務代理者。

○原田有紀水道事業管理者職務代理者水道部長 続きまして、水道部から御答弁申し上げます。

水道管路の点検につきましては、毎年、市内全域を対象に漏水調査を行っております。また、危険箇所につきましては、マッピングシステムを活用し、漏水リスクの高い管路を把握しております。

次に、LINEの不具合通報による漏水等の通報につきましては、緊急を要する場合があること、また、夜間休日にも当直で対応していることから、直接電話をしていただく仕組みとしております。電話等による通報は年間で300件程度受け付けており、

対応状況につきましては、必要に応じて情報提供者へ報告しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 下水道部長。

○愛甲栄作下水道部長 下水道部からも御答弁申し上げます。

下水道管路の点検頻度やリストアップ方法につきましては、吹田市下水道ストックマネジメント実施方針に基づき、重要路線は8年、一般路線は15年に一度点検すると定め、点検結果を基に詳細調査を実施した管路につきましては、緊急度を判定し、危険箇所の把握に努めております。

次に、早期発見、早期対応につなげるためのLINE通報システムにより寄せられる通報としましては、多い月で5件程度であり、対応状況につきましては市のホームページにて公開しております。

そのほか、電話による通報や市のホームページを通じたメール等で寄せられる情報は、年間で700件程度受け付けており、対応状況につきましては、原則、情報提供者へ報告しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 総務部長。

○山下栄治総務部長 職員の働き方に関する数点の御質問に対し、まず総務部から御答弁申し上げます。

年次休暇の令和5年、令和6年及び本年8月末時点の取得実績は、平均取得日数がそれぞれ14.62日、14.69日、8.40日で、取得率が73.1%、73.5%、42.0%。取得日数が5日に満たない職員数は、育児休業者等を除き70人、50人、466人。1日も取得していない職員数が、育児休業者等を除いて一人、ゼロ人、28人でございます。

吹田市特定事業主行動計画では、年次休暇及び夏季休暇を合わせた付与日数25日の75%に相当する18.75日を超えること。また、年次休暇の取得日数5日未満の職員をなくすことを目標としております。

年次休暇の取得に関する傾向でございますが、部局別では、消防本部と議会事務局の平均取得日数が少なく、また職域別では、上の補職になるほど平均取得日数が少なくなる傾向にあります。

外郭団体における職員の休暇取得を含む労務管理

につきましては、各団体において適切に管理運用されるべきものであり、市としては把握はしておりません。

次に、管理職の休日出勤と振替休日の取得状況についてでございますが、課長代理級以上の管理職につきましては、休日出勤の実態や振替休日の未取得件数をシステム上で集計することは困難ですが、振替休日の取得件数は、勤務形態の異なる消防本部を除き令和4年度、3,667件、令和5年度、2,950件、令和6年度、3,099件となっており、管理職一人当たりで平均いたしますと、1年度間で5件程度となっております。

なお、管理職において振替休日の取得件数が多い部局は、都市魅力部、地域教育部となっております。

最後に、今後の取組についてでございますが、本市では、働き方改革を推進し、職員のワーク・ライフ・バランスを実現する観点から、夏季休暇の完全取得及び年次休暇の積極的な取得を促すとともに、時間外勤務に上限規制を設け、業務のスクラップや事務分担の見直しなどを通して長時間勤務の是正に努めてまいります。

さらに、職員が参加する様々な地域活動につきましても、まずは公務か公務外かの線引きを明確にし、公務の場合には、時間外勤務手当の申請や振替休日の取得の徹底を図ることにより、より一層職員の働き方改革を進めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 職員の働き方に関する御質問につきまして都市魅力部からも御答弁申し上げます。

所管業務の性質上、祝休日を中心にイベント等を開催しておりますことから、休日の振替が多い状況となっております。

昨年度は、吹田産業フェア、すいたフェスタ、万博関連イベント、地区市民体育祭及び市民文化祭等を祝休日に実施しております。業務の兼ね合いもあり、全てを振り返ることはできておりませんが、管理職も含めまして、おおむね振替休日を取得できておる状況でございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 続きまして、学校管理職の地域への参加につきまして学校教育部より御答弁申し上げます。

学校教育法や文部科学省の通知などを解釈いたしますと、地域とともにある学校づくりを推進することは、児童、生徒の安全や健全育成につながるものと考えますが、学校管理職が地域の会議等に参画することの直接的な法的根拠はございません。

次に、教職員が週休日に勤務を行った場合は、別の日に週休日の振替が可能となっておりますが、取得状況につきましては校長決裁のため、把握しておりません。

最後に、全校の管理職が青少年対策委員会や地域教育協議会の役員として参加していることは、把握をしております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 次に、デジタルディバイドに関連する取組につきまして、まずは行政経営部から御答弁申し上げます。

令和5年度に実施いたしました初めてのスマートフォン講座は、国によるデジタル活用支援推進事業として、公共施設等における開催に取り組んだもので、令和6年度以降は、本市は国事業の対象から外れたため実施しておりません。

国事業の実績からもニーズが高いことは認識しており、各所管において対象者の属性やニーズ等に合わせ、スマホ活用等の講座開催やデジタル活用に係る啓発など効果的に取組を進めております。

デジタル政策室におきましては、市報に特集記事を掲載するなど、各関係所管の取組を積極的に後押しさせていただいているところでございます。

今後とも、より多くの市民がデジタルサービスを安心、安全に利用できますよう関係所管と連携しながら取組を進めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 いきがい教室のスマートフォン

講座の評価等について福祉部よりお答えいたします。

いきがい教室は、高齢者の教養の向上を目的として実施しており、昨年度のスマートフォン教室には35の方が受講されております。受講後に行ったアンケートの結果では、満足度について78%の方から満足、やや満足の回答を頂いており、受講者から好評をいただいております。当該教室は、高齢者のデジタルディバイドの解消に一定効果が期待できるものと認識しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 議長のお許しをいただきましたので、2回目の質問をさせていただきます。

市が管理する道路について、点検業務等につきましては、内閣官房が推進するデジタル田園都市構想の事例集にも掲載されています三井住友海上が提供するAI道路点検支援サービスなど、このような先進事例を踏まえ、本市としてもAI技術を導入し、効果的かつ精度の高い道路点検を実現する可能性について検討されているのかお伺いをします。

また、本市ではLINEを通じた市民からの修繕要望について進捗状況を市のホームページで公開しております。このことにつきましては一定の透明性が確保されていますし、高く評価をするところでございます。

しかし、通報した市民の方々にとって、自らの投稿内容が実際にどのように処理されているかを簡単に確認できる仕組みがあれば、より安心と信頼につながります。現在、LINE通報の最後に、LINEの熊さんのスタンプとともに、ありがとうございましたというメッセージが送られてくるんですけれども、そこに市のホームページの進捗状況のリンクを添付することで市民がワンクリックで確認できるようにしてはいかがでしょうか。

以上、2回目の質問といたします。

○矢野伸一郎議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 道路管理に関しまして土木部から御答弁申し上げます。

ただいま御紹介いただいた事例も含め、技術の進

化と活用方法の発展は目覚ましいものがあります。市としても管理手法が時代遅れとならないよう、新しい技術活用の事例を注視、研究し、予算見合いとはなりますが、効率的、効果的な維持管理となるよう新技術の導入を検討してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 総務部長。

○山下栄治総務部長 LINEの不具合通報システムにつきまして総務部から御答弁申し上げます。

LINEで不具合通報を送信いただいた際に、対応状況を公開している市ホームページについて御案内するなど、利用者に分かりやすくお示しできるよう検討してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 議長のお許しをいただきましたので、3回目の質問に代えて意見とさせていただきます。

様々にたくさん御答弁いただきましてありがとうございます。ちょっと多過ぎたかなというふうに反省をしております。次回からもう少し絞って質問ができればなというふうに思っています。

今回は、働き方改革ということで、主に年休の取得日数、それから管理職の方の代休取得について質問をさせていただきました。かなり踏み込んだ御答弁を頂けて大変よかったなというふうに思っています。

総務部の総務部長の答弁でありました、いわゆる人事院通知の中にあります最低5日は取れよという話ですね。5日は取れよという話で、令和5年度は70人、令和6年度は50の方が五日間取ることができなかった、取らなかったということです。今年度について、令和7年度については466の方がまだ五日間取っていないということでございます。

総務部長の答弁のとおり、吹田市特定事業主行動計画では、年次休暇の取得日数5日未満の職員をなくすことを目標としています。つまり、今年度は五日間取らない職員はゼロにすることを目標に掲げているということでございます。

繰り返しになりますが、令和5年度が70人、令和6年度が50人、今年度ゼロにするということです。これは、同じく答弁の中でありました偏りといまして、階級が上のほうが、今、つまり管理職で、さらに部長級の方が一番取得を取っていない。そして続いて課長級というふうにどんどん一般職の方はきっちり取る傾向にあります、いわゆる管理職、手当もらってるんだからなかなか取れないだろうというような考え方があるかどうか分かりませんが、部長級の方がしっかり取れていないという現状が確認されています。

繰り返しになるようですが、五日間しっかり皆さん取って、部長級の皆さんしっかり取っていただいて、しっかり休んで、心身ともに健康な状態でより精度の高い、効率性の高い仕事をしていただく。そして、その姿を部下の皆さんに見せるということをぜひお願いしたいと思います。12月31日までに五日間取れなかった部長級の皆さん、来年度の議会でなぜ取れなかったのか、この場で説明をしていただきますので、そのつもりでよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、部署による偏りについてですが、これ、私も質問で述べましたが、地域教育部と都市魅力部ですね、これは業務上、土日が主戦場といえますか、土日に市民参加の地域活動に、それをクリエイティブしていくのがこの部署の責任ですから、これはもう当たり前のことで分かり切ってることだと思うんですね。

例えば、吹田フェスタであったり、産業フェスタ、市民文化祭なんかですね、都市魅力部さんなんですけれども、もう決まってると思うんです、年度計画で。そこで、絶対そこ出社するんですから、じゃあ、代休も本来もう決めとかなあかんことやと思うんですね。それはしっかり代休を取っていただいて、計画的に取得を進めていくということをお願いしたいというふうに思っています。

くしくも今日ですね、読売新聞のコラムに出てました。これは国家公務員ですけど、国家公務員が成り手不足、それからどんどん辞めていくっていう話なんですね。これも、我々吹田市、中核市ぐらいの

規模の自治体の職員も優秀な方がたくさんいらっしゃいます。基本的には非常に高い競争率の入職試験を突破して入ってきてくれる方ですから、本当に優秀な人が辞めていくというような状況につながってしまうことを避けるためにも、この年休の計画的な取得、そして、これ答弁調整の中でも数々の方がおっしゃっておられました。やっぱり上司が取ってなかったら取りにくいっていう話です。これ、私もサラリーマン20年やってましたけれども、やっぱり上司がしっかり計画的に取って、そういう姿を見せてもらわないと、なかなかその下の課長級、できないですね。

ですから皆さん、こういった部分、皆様をはじめとした優秀な職員の皆さんが誇りを持ってやりがいを持って、健康的な精神状態で仕事を進めていける、そういった組織にさせていただけますようによろしくお願いを申し上げます。

そして、デジタルディバイドについてなんですけれども、これ、実はとある高齢クラブの方から、スマホ教室って何か何年前にこれ、吹田市やってたけど、これ、今もやってんのかな。出張講座とか何かやってくれんのかな、というような問合せがあって、私が調べたら出張講座はやってないんですね、高齢福祉のいきがい活動の中で一環でやってますけど、出張はやってないってことだったんです。すみません、これは出張はやってないですわというふうに答えましたら、そうなんや、これ、ちょっと集まりでやってほしかったんって言うんで、私はもともと前職はNTTやったんで、どんな内容なんですか、いや、あの簡単なあれなんですよ。地図アプリを見たりとか、マイナポータルの使い方が分かりにくいとか、バスの時刻表が分からんとか、そんな話やったんですね。いや、そんなんやったら私やりましようかっていって。とも君、やってくれんのかいな、という話で、いや、やりますよって言うて。ちょっと簡単にやったんですね。ほんなら、すごい喜んでいただいて、私、これかと。私が役に立てるのは。

実はね、ちょっと話、長くなるんですけど、昨日、うちの母親から電話あって、とも君、万博行きたい

ねんけど、電車どうやって行ったらええのって言うから、そんなもんグーグルマップ調べてくれやと思うんですけど、うちの母親、分からないんですね、使い方が。俺、高齢クラブに説明する前に、俺、母親にちゃんと説明せなあかんかったなと反省してるんですけど。しゃあないから僕がグーグルマップで、何時に行くのって調べて、スクリーンショット撮ってLINEで送ったんですよ。ほんなら、うわーこれで行けるわ。誰に聞いたらいいか困っててんっていう話なんですね。

本当にこんな簡単なことが、皆さん、御高齢の方ができない。僕だってグーグルマップなかったらバス乗れませんからね、バスの時刻分かりませんから。でも、グーグルマップとか地図蔵とかあったら、出張で東京行ったら博多行ったら、福岡、どこ行ったらバス乗れるんですよ。グーグルマップ一つで。その使い方っていうのをしっかり皆さん御高齢の方にやっぱり説明するのは、僕、これ、役立つなと思ったんで、吹田市民の皆さん、少しの集まりでもいいですから、私、出張講座行きますんで、いつでも私に声かけてください。そんな難しいことはできませんけれども、簡単な一般的なことはやらせてもらいます。ぜひ、吹田市もデジタル政策室の答弁もありましたとおり。

○矢野伸一郎議長 23番 清水議員。

（23番清水議員登壇）

○23番 清水亮佑議員 おはようございます。大阪維新の会、清水亮佑です。個人質問させていただきます。

初めに、5歳児健診についてお伺いします。

近年、国では、就学前の子供の発達支援を充実させるための取組が進められています。特に1歳6か月健診や3歳児健診から小学校就学児診断までの間に大きな空白期間があることが指摘され、その間に発達のつまずきや集団生活での困難が顕在化するケースが少なくないと言われています。

こうした背景から、国は令和10年度までに全国全ての自治体での5歳児健診の実施を目指す方針を掲げています。この5歳児健診は、発達障がいや言語の遅れ、集団適応の困難などを就学前に把握し、入

学までに必要な支援や配慮を整えることを目的としており、早期発見、早期支援の観点からも非常に意義のある施策です。

一方で、実施には課題もあります。

例えば、小児科医や臨床心理士など専門人材の確保、健診で把握した子供を受け入れる療育、教育の受皿の不足、さらに保護者への周知や理解促進などです。発見しただけで支援につなげられない事態を避けるためには、教育、保健、福祉の切れ目ない連携体制の構築が不可欠です。

本市においても、令和7年度から満5歳児を対象とした発達スクリーニング、ここあぼが始まりました。この事業は、保護者と園双方がウェブアンケートに回答し、家庭と園での子供の様子を多面的に把握するものです。結果は、家庭にフィードバックされ、必要と判断された場合は発達支援センターでのおひさま相談や専門職による相談会につながります。この、ここあぼは全対象児をカバーしながらも負担を抑えられる新しい手法であり、本市の先進的な取組として高く評価しています。

しかし、全国の事例を見ても、健診やスクリーニングでの支援ニーズが明らかになった場合、そこから就学までの間にどのように受皿につながるかが成否の鍵を握っています。

山形市では、5歳児健診後、教育委員会や通園施設との情報共有、ケース会議の仕組みを設け、入学前に支援策を整える体制を構築しています。また、福岡県では、園医による健診を園内で実施し、高い受診率と園との連携を実現しています。

本市でも、こうした先進事例を学びつつ、ここあぼを本格的な5歳児健診へと発展させる準備が必要と考えます。

そこで質問です。まず、ここあぼ事業の目的や意義について市としてどのように位置づけているのかお聞かせください。国の方針や全国事例を踏まえ、本市が目指す5歳児健診をどのように描いているのか、その方向性も併せてお伺いします。

発達スクリーニングの結果や相談内容は教育委員会、保育所、幼稚園、発達支援センターと共有し、就学前後の切れ目ない支援につなげる必要があります。

す。現在のおひさま相談や就学相談説明会などに加え、結果共有やケース会議の仕組みを制度化し、健診、相談、就学準備、就学後フォローという一連の流れを確実に回すべきと考えますが、この点について市の見解をお伺いします。

健診やスクリーニングでの支援が必要と分かっても、療育や特別支援教育の受皿が不足しているのは、保護者の不安は解消されません。特に、臨床心理士や言語聴覚士、小学校での支援員など専門人材の確保は全国的な課題です。本市として、5歳児健診の本格導入を見据えた医療、療育、教育の人材確保や受皿整備の計画についてお伺いします。

国は、令和10年度までに全国自治体での5歳児健診実施を目指しています。吹田市としてもここあぼを土台にし、本格的な5歳児健診に移行するため、年度ごとのロードマップを示すことで市民や関係機関との共通認識を高められると考えます。今後のスケジュールや目標についてお聞かせください。

最後に、保護者が安心して協力できるよう発達健診は診断ではなく支援につなぐものというメッセージの発信やウェブ回答のしやすさ、結果フィードバックの分かりやすさなど工夫が必要と考えます。保護者理解の促進や受診率の向上のための広報、取組について市の考えをお伺いします。

次に、専門職によるチーム編成による障がい児巡回支援体制強化についてお伺いします。

吹田市では、市独自の取組として保育士による障がい児の巡回指導が行われており、現場の保育園においても非常に助けられているとの声が多く聞かれます。実際に、現在の体制でも子供たちの様子を第三者の視点で丁寧に見ていただける機会が確保されており、保育士にとっても気づきの多い貴重な支援となっています。

しかしながら、保育現場では子供の発達に関して多様なニーズが増えており、特に集団生活の中で見られる行動や特性に対して、より専門的な観点から観察と助言が求められる場面が増えていきます。保育士のみならず、理学療法士、言語聴覚士、心理士といった専門職がチームとして巡回することで、より多面的な支援や早期対応が可能になるのではないかと

と考えます。

保育士では判断が難しいケースに対しても、専門資格を持つ職種からの助言が得られることで、より正確な支援方針の立案が可能となる。保育士が保護者に対して支援の必要性を伝える際、心理士や言語聴覚士と専門職の視点が加わることで専門の説得力が高まり、保護者の理解と納得が得やすくなります。インクルーシブ保育の実現に向けた体制整備として、早期発見、早期支援を確実にできる市の支援体制を構築できると考えます。

現在の取組を否定するのではなく、今の体制がとても助かっているという現場の声を大前提とした上で、そこにさらなる専門性の多様な視点を加えることを前提としたところで質問させていただきます。

現在、保育士2名による巡回支援を実施されているとのことですが、その実施体制について改めてお伺いします。

理学療法士、言語聴覚士、心理士等の専門職による支援体制を外部委託や非常勤職員の活用なども含めて整備することは検討されていますか。

他市のように専門職による巡回チームを組成することで、支援の制度や保護者への説明の納得性が高まる効果があると考えますが、本市として今後の検討方針についてをお聞かせください。

インクルーシブ保育の推進を掲げる中で、多様な子供の発達特性に早期に対応し、現場の保育士を支える体制として、専門職との連携を強化する方向性について市としてどのようにお考えでしょうか。

3番目、集団健診における待ち時間短縮と案内方法改善についてお伺いします。

吹田市では、子供の健やかな成長を支えるために乳幼児健診を定期的に実施しており、その中でも3歳児健診は発達や生活習慣の確認、歯科診察や目の屈折検査など多岐にわたる重要な検査と相談の場となっています。保護者にとっても子供の発育状況を確認し、必要な支援や情報を得られる大切な機会です。

しかし、実際に参加した保護者からは、待ち時間が長過ぎる。どこまで進んだか分からず、ずっと子供をなだめ続けて疲れてしまう。名前を何度も呼ば

れるので落ち着かないといった声が多く寄せられています。特に、3歳前後の子供は長時間の待機に不向きであり、集中力も続かないため、母子、父子ともに負担が大きくなっています。現状では予約制を導入し、健診の流れをある程度整理しているものの、会場内での待機時間削減や案内方法の改善について十分とは言えません。集団検診が親子にとって安心で快適な場となるよう効率化の視点から改善が求められると考えます。

そこで、以下について市の見解をお伺いします。吹田市の3歳児健診において、現状の待ち時間や案内方法に課題があるとの声について、市としてどのように把握していますか。

集団検診の効率化を目的に、電光掲示板などを活用した案内方法の改善を検討する考えはありますか。

他自治体においてICTを活用した待ち時間削減の事例が見られますが、吹田市としてどのように参考にし、導入の可能性を検討していくのかお伺いします。

保護者や子供が少しでも快適に過ごせるよう、待機スペースの改善や遊び場の設置といった工夫を取り入れる考えはあるのでしょうか、教えてください。

4番目、北山田小学校の給水管についてお伺いします。

今回、北山田小学校では給水管の破損があり、授業時間の短縮や給食の中止、学童の休室など保護者や子供たちに影響が及んだことについて教育委員会の迅速な対応にまず感謝申し上げます。

特に、夏休み明けてすぐの時期で子供たちも新しい学期の生活リズムを取り戻そうとしている大切な時期であったことを思うと、学校現場、保護者ともに大変な御苦労があったと思います。

そこで質問です。今回の事故は経年劣化によるものとされていますが、市内の学校施設でも同様な老朽化が進んでいると思われます。児童の安心、安全のために今後はどのような点検や計画的な更新に取り組んでいただけるのでしょうか。お答えください。

緊急時の連絡は、さくら連絡網や電話で行われたと聞いておりますが、突然の給食中止や学童休室は、特に共働き家庭にとって大きな負担になります。今

後、こうしたケースに備え、よりスムーズに確実に情報を届ける工夫についてどのように考えておられますか。

今後の再発防止に向けて、今回のような水道管の事故は児童や保護者にとって不安の大きい出来事でした。今後、同じようなことが起きないように市としてどのような点に注意し、どのような体制づくりを進めているのかお聞かせください。

万博アリーナについてお伺いします。万博記念公園駅前周辺における大規模アリーナ整備事業、いわゆる万博アリーナ計画について質問させていただきます。

まず、この万博アリーナ建設は、大阪・関西を代表するスポーツや文化の拠点づくりを目指すものであり、その意義は極めて大きいものと認識しております。大阪府としてもこの計画を進めていくべきであると理解してあります。

しかしながら、一方で私自身、この地域に暮らす住民の一人として日々多くの方から不安や懸念の声を直接耳にしております。したがって、本日は生活者としての実感を踏まえ、課題を整理して申し上げたいと思います。

第一に、事業の進め方についてであります。

本事業は大阪府が主導し、民間事業者が整備、運営を担うとされていますが、吹田市が主体的に過度な責任や負担を背負うことがあってはなりません。役割分担を明確にするように大阪府に求めるとともに、事業者への対応については、あくまでも大阪府が責任を持って指導、調整すべきと考えますがいかがですか。また、できた後についても現在、大阪府と吹田市でどのような話し合いが行われていますか。

交通や生活環境にも影響があります。アリーナ稼働に伴う集客により、駅周辺の混雑、道路渋滞、騒音やごみなど地域住民の生活に直結する課題は避けられません。これらの対策は、吹田市が直接事業者と交渉するのではなく、大阪府が主体的に責任を果たすよう市として強く要請すべきと考えますがいかがですか。

第三に、財政的な負担にあります。

周辺インフラ整備や公共交通対応など、市に費用

が生じる可能性が指摘されていますが、どうなっていますか。教えてください。

4、情報公開と透明性の確保であります。

環境影響評価の進捗や今後のスケジュール、計画変更など市民生活に直結する情報は数多くあります。これらを事業者任せにせず、大阪府が責任を持って整理、公開し、市や市民に分かりやすく提供する仕組みを整えることが吹田市としての役目と考えますが、どのように連携していくのか教えてください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 子育て支援センター担当理事。

○北澤直子理事（子育て支援センター担当） 子育て支援センターに頂いた御質問に御答弁申し上げます。

まず、5歳児健診につきましては、ここあぼを活用した発達相談におきまして、言語の理解や社会性が高まる年中児を全て対象とし、早期に適切な支援につなぐことで、就学への円滑な移行に資するものと認識しています。

今後は、健診として一人でも多くの方に受診していただけるよう、ここあぼや個別健診等利便性に配慮した手法を検討してまいります。あわせて、健診から支援、就学につなぐフォローアップ体制の構築に向け、関係部局と調整を進めてまいります。

支援が必要な児童の健診結果を学校と共有することは、児童の円滑な就学に非常に重要であることから、現在、ここあぼやおひさま相談の結果を児童部と学校との間で直接的に引き継ぐ仕組みについて教育委員会や学校関係者と連携しながら構築作業を進めています。

また、今後も発達に課題のある児童の早期発見に努め、児童一人一人に応じた必要な支援が行えるよう各種専門職を確保して支援体制の充実を図ってまいります。

5歳児健診の導入につきましては、これまですこやか親子室、子供発達支援センター、学校教育室、吹田市医師会で協議を重ねており、本市でも早期の実施を目指しております。健診の実施が実現した場合は、保護者に目的を十分に理解いただき、受診率の向上を図っていくため、市報、ホームページ及びSNSで広く周知するとともに市内の教育・保

育施設等を通じて情報提供や受診勧奨を行ってまいります。また、対象者への個別案内の際には、健診の位置づけや必要性等を分かりやすく示すなど丁寧な説明に努めてまいります。

続きまして、専門職のチーム編成による障がい児巡回支援体制の強化について御答弁申し上げます。

現在、児童部では、特定地域型保育事業所47施設、認可外施設37施設、ほか新規参入施設等を含む約90か所の施設を対象に保育の質の向上や保育士の離職防止、勤務環境の改善を図ることを目的に、保育幼稚園室に配置する複数の保育教諭が各施設を年7回程度巡回しており、保育手法に関する悩みや児童の発達などの相談にに対し助言を行っています。

これとは別に、発達支援・要配慮保育制度として、保育所等に在籍する発達に課題のある児童を対象に、こども発達支援センター、心理士が中心になって巡回相談を実施し、発達の見立てや保育における助言などを行っているところです。

令和8年度（2026年度）からは発達支援、要配慮保育制度利用児童にかかわらず園が希望する全ての児童を対象とし、言語聴覚士や作業療法士などほかの専門職を加えて実施することで相談体制の強化を図ります。

また、現在、巡回を実施していない私立幼稚園及び小規模保育事業所にも対象を拡大し、教育・保育施設等の職員に対する後方支援や連携を充実してまいります。

続きまして、3歳児集団健診について御答弁申し上げます。

案内方法に関する御意見は直接お聞きしていませんが、待ち時間については、夏休みの時間など特に受診時数が多い日は、あとどのくらいかかるのかとのお声をお伺いすることがあります。待合場所が1か所の保健センター南千里分館では、各フロアから点呼が飛び交う環境となっており、視覚で案内や確認ができる工夫について検討の必要性を認識しているところです。

また、ICTを活用した待ち時間の削減については、まずは先行事例を把握し、今後、研究してまいります。

最後に、会場内での待機スペースについては、絵本の設置や読み聞かせ等をはじめ、子供が快適に過ごせる配慮について、今後も検討を進めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 次に、学校教育部より北山田小学校における給水管の漏水事案について御答弁申し上げます。

今回、漏水が発生した給水管につきましては、地中に埋設されており、点検により容易に老朽化の状況を把握することは困難でございますが、学校においては、平日は毎日水道メーターの検針を行っており、漏水の把握に努めております。多くの学校において給水管の老朽化が進んでいることは認識しており、今後、大規模な工事等の機会に更新できるように努めてまいります。

次に、緊急時の情報伝達につきましては、メールによる連絡ツール、さくら連絡網により、全家庭に一斉送信を行い周知を図っておりますが、課題といたしましては、御家庭の事情により確認いただけないことや未登録の保護者がいることが挙げられます。その場合は、学校から個別に電話連絡を行い、迅速かつ確実に全家庭にお伝えできるように対応しております。全ての保護者への周知体制を構築するため、引き続き周知に努めてまいります。

最後に、今後の再発防止につきましては、まずは、日常的な維持管理を適切に行い、漏水が発生しないように努めてまいります。漏水が発生した場合においても、より迅速に情報共有や情報伝達を行うなど今回の事案を検証し、学校運営に支障が出ないように取り組んでまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 万博記念公園駅前周辺地区活性化事業につきまして、まずは都市計画部から御答弁申し上げます。

初めに、当該事業は大阪府が事業推進者であり、かつ事業調整者であると認識しています。本市といたしましては、これまで大阪府に対して、その役割

を果たすよう求めてきたところです。

次に、交通や生活環境への影響につきましては、現在、事業者により吹田市開発事業の手續等に関する条例及び吹田市環境まちづくり影響評価条例に基づく手續が進められております。駅周辺の混雑、道路渋滞、騒音やごみなど地域住民に直結する課題については、これらの開発等手續の中で対応を協議しているところです。また、大阪府が当該課題に対しても主導的に責任を果たすよう求めております。

次に、情報公開と透明性の確保につきましては、これまで各条例の手續の中で市民に様々な情報を提供してきたところです。これまで地域の方々から、当該事業に関する様々な御心配の声を頂いていることから、引き続き大阪府に対して丁寧な説明を行うよう求めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 万博記念公園駅前周辺地区活性化事業に関する御質問につきまして都市魅力部からも御答弁申し上げます。

アリーナの開業後につきましては、大阪府に対しまして、当該地区一帯の各施設間の調整を行う会議体の設置及び運営につきまして、府が主体的となって取り組まれるよう要望を行ったところでございます。大阪府からは、各施設間のイベント開催情報を共有するなど事業予定者及び公園関係団体が参画するプラットフォームを設置する旨の回答を受けております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 万博記念公園駅前周辺地区活性化事業につきまして土木部からも御答弁申し上げます。

アリーナの整備に関する交通対策につきましては、万博記念公園駅前周辺地区活性化事業者公募要項の中に、万博外周道路及び駅前ロータリー等の交通環境は、事業者の事業計画に基づき、大阪府において整備を行います、と明記されております。また、過去に整備されたエキスポシティやパナソニックスタジアム吹田などにおいても、市が費用負担した事例

はございません。

アリーナの整備に関連する対策は、大阪府や事業者が行うという認識であり、吹田市が費用負担するということはございません。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 23番 清水議員。

（23番清水議員登壇）

○23番 清水亮佑議員 議員議長のお許しをいただき、2回目は、意見を言わせてもらいます。

5歳児健診について、本市がここあぼを活用しながら、5歳児検診の早期実施に向けて積極的に取り組んでいることを高く評価いたします。国が目指す方向性と歩調を合わせ、就学前の子供たちの発達を切れ目なく支援する仕組みづくりは、子供と保護者にとって大きな安心につながるものです。特に、健診結果を教育委員会や学校現場へ確実に引き継ぎ、入学前から支援策を準備していく取組は、子供たちが小学校生活を自信を持ってスタートできるための大変重要な施策であります。

また、専門人材の確保に向けて市が努力を重ねている点も評価しつつ、今後は、大学や医師会と連携、民間人材の活用など多様な人材確保策を期待しております。

ロードマップについては、まだ具体的なスケジュールは示されていない部分もありますが、市が早期実施を目指すと言われたことは、市民にとって大きな安心感につながるものです。今後は、市民や関係機関と共有できる形で工程を整理し、着実に前へ進めていただきたいと思います。

最後に、保護者への分かりやすい広報や丁寧な説明を通じて、健診は診断ではなく、支援につながるものという理解を広げていただきたいと思います。子供たちが健やかな発達と安心して小学校生活を迎えられる環境づくりに向けて、市と議会が一体となって進めていけるよう私も全力で応援してまいります。

二つ目、専門職によるチーム編成による障がい児巡回支援体制強化についてです。

御答弁を伺い、巡回支援体制をさらに充実させていこうとする市の姿勢を感じました。現場を支える

保育士の巡回に加え、令和8年度から専門職を参画させる方針は、子供と保護者、双方にとっても大きな支えとなるものです。引き続き、専門職の活用や対象拡大を視野に入れながら早期に支援が行き届く体制づくりを進めていってください。

集団健診における待ち時間短縮と案内方法改善について意見を述べます。

I C Tの活用をできるだけ早期に具体化していただくとともに他自治体の先進的な事例もしっかり研究していただきたいと思います。そうした取組を通じて、待ち時間の短縮や案内方法の改善が進めば、子供や保護者にとって健診がより安心して快適なものとなります。ぜひ、本市においても一歩踏み込んだ改善を早急に実現し、親子が安心して参加できるよう健診環境を整えていただきますよう強くお願いいたします。

北山田小学校給水管についてです。

事故を完全にゼロにすることは難しいと思いますが、だからこそ事前の予防、万が一の対応、保護者への分かりやすい周知を重ねていくことが市民の安心につながると考えます。教育委員会、学校関係者の皆様には、夏休み明けという時期の大変さも踏まえて引き続き安全で安心できる学校づくりをお願いしたいと思います。

万博アリーナについてです。

私は、生活者の一人として、また市民の代表として、市が過度な負担を背負うことなく安心、安全なまちづくりを実現させることを強く願っております。大阪府が主体的に事業者へ責任ある対応を求め、その中で吹田市が市民の声をしっかり代弁する姿勢を示していただきたいと思います。

さらに、大阪府に対して地元住民の声を直接伺う機会を設けるよう要望し、丁寧な事業を進めていただくよう強くお願い申し上げて意見を終わります。

○矢野伸一郎議長 11番 山根議員。

（11番山根議員登壇）

○11番 山根建人議員 日本共産党の山根建人でございます。

まず初めに、中の島公園の管理運営・再整備について伺いをいたします。

中の島公園は、地区公園、総合公園の中では最も古い1956年4月に開設以来、70年近くにわたり地域住民の憩いの場、市民のスポーツの拠点として親しまれてきました。今年度、公園部分の再整備が終わり、いよいよ本格的にPark-PFI方式により、今年度からグラウンドや管理棟、トイレや収益施設などの工事が民間指定管理事業者により始まりますが、具体的な中身やスケジュールなどが地域住民に知らされておられません。民間事業者が発信する公園ホームページにグラウンド工事などの予定が掲載をされていましたが、いささか丁寧さに欠けるやり方と言わざるを得ません。いかなる手法であろうと、民間丸投げにせず、市が責任を持って市民、住民にスケジュールや再整備の中身を説明し、公共の憩いの場であるスポーツ施設と公園整備に市民意見を丁寧に反映させる努力を行うべきではないでしょうか。答弁を求めます。

○矢野伸一郎議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 整備工事につきましては、来月、事業者による工事説明会の開催を予定しているとのことであります。

市民意見の反映につきましては、地域の人たちが集える交流の場をつくってほしいなどこれまで複数回重ねたワークショップの場で頂いた意見を募集要項に反映しております。工事着手の現段階で、建築物などの変更は困難であります。ただし、既存樹木の保存など軽微な変更につきましては、現場状況を見ながら判断してまいります。

今後は、管理運営において市民意見を聞くよう指定管理者と協議してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 11番 山根議員。

（11番山根議員登壇）

○11番 山根建人議員 既に7月から選定をされた指定管理者が管理運営や再整備計画を行っておりますが、設置するとしていた公園協議会はいつ設置されるのでしょうか。

事業者の公園ホームページでは、仮設のパークセンターが管理棟内に設置されたとのお知らせが掲載をされておりました。また、協議会委員なども選定

中とありますが、公募などは行うのか、どのような人選になるのか、住民には何の情報も入ってきておりません。民間任せにせず、市も責任を持ってメンバーを選し、早急に市民、住民の意見を反映させる場を設置するべきではないでしょうか。答弁を求めます。

○矢野伸一郎議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 公園協議会につきましては、指定管理者の募集要項では、早期に開催できるよう努めることとなっており、協議会の早期開催に向け、現在、有識者、指定管理者及び市でメンバーを選定中でございます。

遅くとも、今年度中には開催できることを目指しており、協議会設置には市としても責任を持って関わってまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 11番 山根議員。

（11番山根議員登壇）

○11番 山根建人議員 よろしく願います。

次に、子供食堂について伺いをいたします。

今では、全国に広がり、子供の貧困対策や居場所づくりとして社会的意義と重要性について当たり前のこととして認知をされてまいりました。

吹田市でも、第2次子供の夢・未来応援施策基本方針では、二度にわたり実施した調査で、およそ10人に一人の子供たちは、いわゆる相対的貧困の状態にあるとして、貧困の連鎖を食い止め、子供のことを第一に考えて、共に取り組む必要があると述べ、重点施策Ⅱ、生活・健康への支援、基本支援4、子供の居場所支援として子供食堂に対する支援を明記しており、開設補助や運営支援を実施していると、こういうふうに書かれています。

先日、懇談をいたしました子供食堂運営団体は、昨年度から始まった運営支援の補助について、大変助かっているというふうに喜んでおられました。

また、今年度から吹六小学校で家庭科室を利用し、朝御飯を提供している団体にもお話を伺いをいたしました。全校生徒280人のうち半分以上、170人以上の子供たちが参加し、大変好評だったということです。学校の先生の話では、朝御飯の会の日は子供た

ちが落ち着いた様子で授業に入れることができ、雰囲気よかったということです。子供たちが誘い合って参加しており、不登校の子供も朝御飯の会には参加をしていると、このような予期せぬ相乗効果も生まれているということでした。

こうした現状も踏まえ、以下質問をいたします。
吹田市が目標としている中学校区に一つの子供食堂を開設することについて現在の状況と今後の見通しをお示してください。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 本市で把握している子供食堂は、令和7年（2025年）8月末時点で、10の中学校区に15か所ございます。

目標としている全中学校区18か所の開設に向け、今年度中にはさらに複数の子供食堂の開設を見込んでおります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 11番 山根議員。

（11番山根議員登壇）

○11番 山根建人議員 代表質問でも指摘をいたしましたが、ほぼ全ての食品などの品目において値段が上がっております。ボランティアや寄附などで賄われている子供食堂の運営は、大きな影響を受けております。開設補助や運営費補助金額とも、物価高騰に併せて増額すべきと考えますが、市の考えをお答えください。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 子供食堂の活動は、民間団体や個人の善意に基づくもので、その自主的、自発的な取組を地域の方々や民間企業、団体が様々な形で支援、協力し、みんなで地域の子供を支えようとするものでございます。

本市の補助制度は、活動の継続性を高める補完的な支援でありますことから、その範囲において各団体の方針等に基づき取り組んでいただきたいと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 11番 山根議員。

（11番山根議員登壇）

○11番 山根建人議員 活動者の善意だけで物価高騰

に対応するのにも限界、限度があります。企業等の食品提供や寄附などの支援も物価高騰に併せて引き上げることはならないというふうに思います。経済の圧迫で、むしろその逆の影響を及ぼす可能性も否定できません。活動の継続性を高めるため、公的支援を強めるよう求めます。

さきに述べたように、地域に定着した子供食堂は、利用人数が増え、実施場所の確保が課題となっているようです。学校や公民館、児童センターなど公共施設を活用できるよう積極的に支援すべきではないでしょうか。

また、こうしてつながった子供たちの中には支援が必要な子供たちもいます。子供の貧困対策としての視点から、具体的な事例への対応や効果は市として把握をしているのでしょうか。また、検証を行っているのでしょうか。お答えください。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 各子供食堂の開催形態やプログラムにより、その内容に適した会場設備は異なりますが、施設の設置目的や利用方法に添う場合には、公共施設で開催されていることなど市としても把握しております。また、開催場所についての御相談の際や団体間の交流の場でも情報提供を行っております。

引き続き、子供食堂ネットワーク会議における各事業者の開催内容の共有や各事業者からの利用者の様子の聞き取りを行うことで、より一層、子供の様子や対応、連携の好事例などの情報把握と共有に努め、子供貧困対策に資する事業展開を図ってまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 11番 山根議員。

（11番山根議員登壇）

○11番 山根建人議員 朝御飯の提供は、さきに述べたように子供たちの学びや生活、心身の成長に好循環をもたらすことは明かです。基本方針の基本支援5、子供の育ち支援の中でも、困窮世帯の子供は朝食を取らない、寝る時間が遅いなど基本的な生活習慣を確立しにくい状況にあるとしており、この現状と課題に対応するためにも、全ての小・中学校に

広げていく取組として、市として取り組んでいくことが必要ではないでしょうか。答弁を求めます。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 まずは、児童部からお答え申し上げます。

朝食を提供する子供食堂は、心身ともに健康な状態を保持する効果側面もあり、本市では新たな形態で有意義な取組であると考えております。また、こういった取組は、子供食堂の主催団体とも共有することで、広く水平展開できることが期待できますことから、実施の意向がある場合には、公共施設を利用する際における手続や各施設窓口への取次ぎなど、どのような支援が可能であるか教育委員会をはじめ関係部局とも相談してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 続きまして、学校教育部より御答弁申し上げます。

児童、生徒が朝食を毎日取ることは、基本的な生活習慣の確立や食育の観点からも非常に重要であるものと考えております。

全国学力・学習状況調査、質問紙調査からも、朝食を毎日食べている児童、生徒ほど平均正答率が高い傾向を示しております。これは、朝食の摂取が脳や体の働きを活発にし、授業への集中力や意欲を高める効果があること、また規則正しい食習慣を身につけることが心身の健康保持によい影響を与えている成果だと認識しております。

今後、児童部の取組に関しまして、教育委員会といたしましても協力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 11番 山根議員。

(11番山根議員登壇)

○11番 山根建人議員 ぜひ、教育委員会がそこまで言うのですから、協力じゃなくて積極的に支援、また取組を行うように求めておきます。

続きまして、関西万博工事費未払い問題に関する市内事業者の状況等についてお伺いをいたします。

9月1日、日本国際博覧会協会は、11か国のパビ

リオンの請負事業者からの相談を受けていると認識していると明かしました。被害総額は4億円以上にも上ります。万博も終盤に差しかかり、吉村知事が入場者数の伸びを示し、運営は黒字になるとSNSでうれしげに発信する光の部分とは裏腹に、影の部分である未払い問題は、民民の問題と突き放し、一向に解決する兆しはありません。

全国商工団体連合会が、国土交通省、経済産業省、内閣府など6府省庁に対して行った国家プロジェクトとして推進してきた政府は、責任を持って下請事業者を救済せよとの要請行動では、被害事業者から悲痛な声が相次ぎました。

被害事業者は万博工事未払い問題被害者の会を結成し、大阪府に対しても二度にわたり早急な救済措置を求める要望や要請を行っております。その中で、私たちは、吉村知事などに開幕に間に合うよう協力してほしいとの強い要請を受け、昼夜を問わず懸命に働き、多くのパビリオンを開幕までに完成させました。しかし、未払い問題が発生すると、知事は手のひらを返したように民民の問題だとして主体的に解決しようとはしていません。私たちの生活状況は、日に日に厳しさを増しています。家賃が払えずに住居を追われた者、サラ金からお金を借りざるを得ない者、資材を売り払い、命しか差し出すものがないと訴える者など生死に関わる状態です。こういうふうに述べ、一刻も早く未払い工事代金の立替払いを求め、それが早期に実施できない場合、返済期間が長期の無担保無利子の緊急融資を求めています。

事態は深刻であり、下請、孫請、さらに下位のひ孫請業者が連鎖倒産するおそれがあり、被害者とその家族を含めれば1,000人以上が生活基盤を失い、路頭に迷うおそれが生じております。

連合会の調べでは、当然のことながら、被害事業者は大阪の事業者が多く含まれていることが明らかになっております。市内事業者への影響はないのでしょうか。実態把握とともに他市、交野市で行われております相談窓口を吹田市としても設置すべきではないでしょうか。答弁を求めます。

○矢野伸一郎議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 本市では、現時点におきま

して事業者からの当該事案に関するお問合せはございませんでした。また、吹田商工会議所や市内経済団体等と定期的に情報共有を行う中で確認をいたしましても、該当する事例はございませんでした。

今後、御相談があった場合には、事案自体の専門性や複雑性に鑑み、博覧会協会や中小企業庁が設置する専門相談窓口を御案内することが適切と考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 11番 山根議員。

（11番山根議員登壇）

○11番 山根建人議員 基礎自治体吹田市としても、様々な相談窓口の設置とかですね、できることはあると思います。もちろん、国や府、万博協会の責任は明白であります。吹田市としても、今回の万博を推進する事業を行い、また、70年の万博実施を地元として経験した自治体として他人事とせず、国、府、万博協会に対し、大阪府市長会や中核市市長会から問題解決と被害者の早期救済の決議や要望等を上げるよう後藤市長が先頭に立って取り組んでいたのだと思いますが、市長の答弁を求めます。

○矢野伸一郎議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 まずは、担当より御答弁申し上げます。

現時点で本市ではこの事案に関する相談事例がない状況でありますことから、担当といたしましては、大阪府市長会等において率先して具体的に対応する段階にはないものと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 万博パビリオンの工事費が事業者に適切に支払われていないというニュースには驚かされました。

その詳細や事情について本市では把握をしておりませんので、現時点で何らかの発言や動きをするものではありませんが、この万博全体の国家プロジェクトの評価にも関わることなので、適切に対応されるように願うところでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 11番 山根議員。

（11番山根議員登壇）

○11番 山根建人議員 願うだけではなく、ぜひ行動をしていただけたらと思います。

過去の万博を見ても、工事代金未払いという異常な事例は聞いたことは私はありません。そういう事例もありません。関西万博の賛否はともかく、下請、孫請などの立場の弱い事業者を危機的な状況に追い込んでおいて、それを放置したまま幾ら入場者が多く来ようとも成功とは言えません。

後藤市長は、望む、望まないにかかわらず、実施主体の大阪府の一自治体として恥ずべき事態という認識を持っていたきたいというふうに思います。そして、70年万博開催地自治体の自覚を持って各自治体の長に働きかけを強く要望をいたします。太陽の塔のところにミャクミャクを設置している場合ではありません。

以上、質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 35番 泉井議員。

（35番泉井議員登壇）

○35番 泉井智弘議員 自民党吹田・無所属の会、泉井でございます。1年半ぶりの個人質問でやってしまいました。一問一答にしようと思ったんですけど、一括にしてしまって、ちょっとどんな感じやったか、1回しかやったことないですよ、一括質問って。ちょっと戸惑っておりますけれども、苦勞しました。調整で。いや、1回だけしかないんですよ、実は。びっくりして。調整してるときにおかしいなという感じで、3回しかできんかって、どうやって調整しようかなと思ったんですけど。本当は、一問一句やり取りしたかったんですけど、ちょっと分かりにくいかも分かんないですけども、ぜひ皆さんには聞いていただきたいので、興味のある方はしっかり聞いていただければと思います。

早速ですが、出口町にある市の所有する土地建物で、さつき福祉会が運営している障がい者作業所建物について質問をさせていただきます。

言うまでもなく、この作業所については、様々な指摘をしてきました。御存じでない議員さんもいらっしゃるの、改めて私が指摘した内容を簡単に申

し上げますと、まず、市に無許可でゴミ庫を増築。市に無許可で2団体に事務所の又貸し。総合福祉会館の駐車場、黒いコーンを立てて車3台分を占領。これに関しては、当時の館長が認めていた可能性はありますので、それはそれでかなり問題だということを申し上げておきます。老朽化による雨漏り、耐震の問題等を指摘し、契約の切れる令和5年3月に引き渡すよう指摘したにもかかわらず、移転先が見つからないという理由で明渡しに応じない等がありました。

そして、令和5年2月定例会で確認をさせていただきましたが、市から当該作業所を運営するさつき福祉会に宛てた文書通知の内容、今からお伝えします。

経年劣化が著しく、雨漏りなど施設管理上の問題が発生しており、早期に障がい福祉サービス事業所としての使用を終えるべきであるとの認識の下、令和7年（2025年）3月までの期限を定めて、建物の明渡しを求めるもので、本来、令和5年3月までの契約でしたが、一定の準備期間が必要と考慮し、2年間の猶予を設けていることから、再度の猶予は行わないと議会で御答弁されています。

さて、猶予期間が終了してから、今年の3月ですね、半年以上が経過しましたが、明け渡されているはずの建物にどうやら人の出入りがあるようですが、一体、今は何をされているのでしょうか。お答えください。

次、消防職員の働き方について質問させていただきます。

御指摘をさせていただきました昭和50年から改正されていなかった消防職員の特殊勤務手当等の処遇については、今年度から改正され、多くの消防職員がこれまで以上に士気が高まったと聞いておりますので、高く評価をさせていただきます。

それでは、特殊勤務手当等と同時に指摘をさせていただきました働き方について確認をさせていただきたいと思います。

まず、令和5年2月定例会でしたので、2年以上がたちますが、本市の一般事務職員の平均取得率と比べ約20%最も少なかった有休取得率は、改善され

ましたか。

次に、24時間勤務である消防職員が、勤務形態によっては勤務明けの当日、非番日と言いますが、非番日や休日に研修に行かなければならない状況は改善されましたか。

次に、人事異動に伴う個人装備品の搬送に一部、非番日や休日を利用しなければならない状況は改善されましたか。

次に、当時、具体的な御答弁は頂いていなかったのですが、昨今は共働きが当たり前の時代です。消防業務の特殊性は分かりますが、人事異動に伴う出勤日や休日の曜日が急に変わること、特に子育て世帯の共働き世帯では生活上様々な問題が出てくることから、1週間前の異動通知では遅いのではないかと御指摘をさせていただきました。それらについてどのように考えておりますか。

次に、経理など日勤職員も当時3人で全消防署の備品購入など全ての業務を担当していたことから、繁忙期はかなりの激務であったと聞いておりましたが、現状はいかがですか。

以上で、1回目の質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 まず、福祉施策について福祉部よりお答えいたします。

さつき障がい者作業所がある本市所有の建物につきましては、運営する法人に対し、昨年度末の期限までに明け渡すよう話し合いを重ね、昨年12月には再度の文書通知をするなど再三にわたり通告してまいりました。

しかしながら、法人は建物に係る契約は昨年度末では終了せず、明渡しの義務はないとして、本年1月22日付で吹田簡易裁判所に民事調停の申立てを行い、本年4月以降も建物の使用を継続しています。

本市の見解は、あくまで契約は満了しており、法人が不法に建物を使用しているというもので、これまでと変わるものではありませんが、強制的な退去を求めていくのではなく、本調停において実効性のある明渡しがなされるよう話し合いを続けているところでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 消防長。

○山田武史消防長 消防本部に頂きました消防職員の働き方に関する5点の御質問に対し御答弁申し上げます。

まずは、本市消防職員の有給休暇取得率の状況でございますが、2年前と比較しますと有給休暇平均取得率は若干増えたものの、改善はできておらず、一般事務職員の有給休暇平均取得率との差が広がっている状況でございます。

次に、交代制勤務である消防職員の研修受講状況につきましては、勤務日に受講できるよう配慮し、ウェブ研修や動画視聴研修が可能な場合は積極的に活用しているところでございますが、同じ職場から複数名を派遣する研修や開催日が限られた研修などにつきましては、非番日や週休日を利用しての受講になる場合もございます。

次に、人事異動に伴う個人装備品等の搬送につきましては、本人の非番日や週休日以外に搬送するよう努めているところでございますが、本人の希望で非番日や週休日を利用して搬送している職員もございます。

次に、人事異動につきましては、職員の資格状況、職務の適性、経験年数、異動希望、家庭の事情、健康上の理由など様々な問題を考慮し人事配置を決定しております。消防本部におきましては、常時消防体制の維持が必要なことから、早期の内示に伴う業務の停滞が生じないよう、おおむね1週間前の内示としております。

次に、消防本部総務予防室の経理担当が担う業務につきましては、一部の業務を各所属に分散し、経理担当の負担を軽減しております。

以上が、5点の御質問に対する現在の状況でございます。消防業務の特性上、まだまだ課題はございます。今後は、消防体制を維持しながら、さらに消防職員が働きやすい環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 35番 泉井議員。

(35番泉井議員登壇)

○35番 泉井智弘議員 2回目の質問をさせていただきます。

きます。

福祉部の御答弁では、不法に使用と言いましたけど、不法占拠ですね。不法占拠している状況と言われましたが、そもそも令和5年3月までだった契約ですが、2年間の猶予まで設けて再三の通告にもかかわらず、あろうことか明渡しの義務はないとして民事調停の申立てを行ったとのことなんです。

5月定例会でも同じような言葉を聞きましたね。不当に取得した介護給付費を全額返還する義務はない、でした。話を戻しますが、当時私が指摘をした際には、当時の部長から、移転には一定の準備期間が必要であることを考慮し、2年間の猶予を設けておりますことから、事業者の切実な対応が期待でき、積年の課題の解消に向け、大きく進展していくものと考えておりますと御答弁されていましたが、完全に市の配慮を踏みにじる行動に移されたわけです。

私は、先述のとおり、当時その答弁をされたときにも指摘をさせていただいておりますが、令和5年3月の明渡しについても、その2年前、令和3年から市は私の指摘を受けてさつき福祉会に対して明渡しを求めていたはずなんです。そのときも一向に聞き入れない姿勢だったと聞いております。

もう一度お伝えしますが、契約期間は令和5年3月までです。これらの状況を踏まえて、さつき福祉会に対して担当部はどう考えているのかお答えください。

次に、消防行政に関する五つの質問について、まず一つ目、有給休暇平均取得率については、若干増えているが、一般事務職員との差は広がっているとのことですので、改善しているとは言い難い状況ということが分かりました。

次に、二つ目の非番日や週休日を利用しての研修受講状況については、できる限り勤務日に受講できるよう改善されているようですが、完全ではないとのことなんです。

しかしながら、研修先の都合など消防の特性上、致し方がない場合もあるので一定の理解はいたしますが、さらに改善に向けて取り組んでいただきたいと思います。

次に、三つ目の人事異動時の備品等の搬送につい

ては、本人の希望以外は改善されたとのことですが、希望されている方もそうせざるを得ない状況である可能性もあります。非常に、消防、特異性の職場ですから言いにくいという空気感ですずっとやってこられたっていうのも聞いておりますので、いまだにやはり言いにくいから、迷惑かけたくないというのもあるかも分かんないですけども、希望、自らされてそういう非番日、休日に移動されてる可能性があるということは、ぜひ管理職の方もその可能性があるということだけ分かっておいていただきたいなというふうに思いますので、引き続き検討を続けていただきたいと思います。

次に、四つ目の人事異動の内示についてですが、こちらについても、消防業務の特性上、致し方がない状況もあるのは存じておりますが、さらに改善できるよう取り組んでいただきたいと思います。

そして、五つ目の消防本部総務予防室の経理担当の激務についてですが、一部の業務を各所属に分散し、負担軽減をされているとのことですが、それに伴う課題、例えば、これまで業務外だったことを各所属の職員に分散させることから出るいろんな疑問点などの質問があると思いますが、それに対応しているなどがあるとのこと。

こちらについては、時間が解決してくれそうですが、分散先である各所属職員の負担が増えることで、本来の業務に支障が出ないようにマニュアル化するなど引継ぎの検討を重ねていただきたいと思います。

しかし、これらは全て消防の勤務体制に課題があると推測します。令和5年2月定例会の私の質問に対して、令和5年度に向けては、ワーク・ライフ・バランスを推進するための定数を確保し、体制の見直しを図ったところでございますと御答弁されております。

ただ、今回の御答弁を聞く限り、以前の体制のまま、少しの工夫をして改善されたところがある程度だと思いますがいかがでしょうか。

以上で、2回目の質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 まずは、福祉部からお答えいたします。

当該建物の使用貸借につきましては、令和4年度末までの契約であり、準備期間のために2年間の猶予をいたしました。これ以上の契約更新はないとした上での契約締結であり、2年の間に建物の明渡しがあるものと考えておりました。この間、法人は移転先の土地を探すなどを行い、来年度には移転先の施設が完成する予定ではありますが、期限を守られなかったことは事実であります。これまでの再三の通告に応じず、このような状況となった法人の姿勢については、遺憾であると思っております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 消防長。

○山田武史消防長 次に、消防本部から御答弁申し上げます。

令和5年度からは、消防職員のワーク・ライフ・バランスを推進するために、育児休業を取得しやすい環境づくりを目的とした予備定数の活用と適正な定数管理により、消防体制の維持に努めているところでございますが、依然として十分に有給休暇を取得できない状況が続いております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 35番 泉井議員。

（35番泉井議員登壇）

○35番 泉井智弘議員 3回目は、検討と質問をさせていただきます。

まず、さつき福祉会についてですが、御答弁では準備期間のために2年間の猶予と言われましたが、先ほども言いましたが、契約の切れる前から法人には明渡しを求めています。当然のことながら、私はこのような姿勢には警鐘を鳴らし続けてきたわけですが、当時、後藤市政前、後藤市長の前ですね、私が知る限りこのような状況をつくり出してきたのは、阪口市政が一番長かったと記憶しております。そして、私の調査によって、市と当該法人の癒着と言われても仕方がないような関係性が露呈しました。

前回の市長選挙で、元市長の阪口氏が誰を応援していたのか、改めてその候補者は誰だったのかを候補者を応援していた皆さんには思い出していただきたいと思います。私の知る限り同じような思想の持ち主だったと記憶しております。本当に応援してよ

かったのか、いま一度考えていただきたいと思います。

今回の質問では、ごく一部しかお伝えできておりませんので、さつき福祉会が無許可で又貸しをしていた団体がどのような団体かなどもう少し詳しく知りたい方は、ぜひ平成30年5月定例会の私の質問を御覧ください。そして、この10年の後藤市政では、時代に合わない多くの不適切で問題のある事業を是正し、新たに時代に合った実効性のある事業を構築してきました。

しかし、これらの過去の癒着とも言えるような関係から発生している継続中の契約は、今後も様々な懸念材料となり、吹田市にとって悪影響を与え続けるのではないかと非常に危惧しております。

今回は、あいほうぶ吹田や契約についての質問はできませんでしたが、長年無償で使用し、有償化されたとしても格安大バーゲン価格です。自前で運営しているほかの法人に比べると相当な恩恵を受けてきたにもかかわらず、いまだに市民の共有財産である市有地を不法に占拠するような法人に、あいほうぶ吹田をこのまま任せても大丈夫なのでしょうか。私は非常に心配しています。

当時、あいほうぶ吹田の指定管理の選定においても、評価基準など到底納得のいく内容ではなく、令和4年11月定例会で質問させていただきましたが、結果としてさつき福祉会が運営しております。また、さつき福祉会は、その他、出口町だけではありません。山田西でも市有地で事業をしております。寿町でももう一つありましたかね。そこでも貸付けの契約が終了しても、市民の共有財産を不法に占拠する可能性が出てきました。

今年5月の介護給付費の不正受給の未回収や今回の土地の件もですが、とにかく福祉部の抱える事案については、当初から指摘し、そのときに約束をしていただいたとおりの行動をしっかりと遂行していただければ防げたかも知れないことがたくさんあるように感じており、残念としか言いようがありません。

続きは、次回の11月定例会で質問をさせていただきますと思います。

次に、消防長の御答弁を簡単にまとめると、育児休業等を取得した職員の穴埋めをできるようにしたということなのでしょう。

しかし、それでは体制としては何も変わっておりません。休み以外でも出向や研修、今は退職もありますが、それは本来基準とされている勤務体制の枠組みで算出されている人数に入っているわけですから、現在の勤務体制としてはぎりぎり回している状況であることが安易に推測できます。そもそも人数が足りていないのです。それでは、私の指摘している状況は改善できません。消防職員に関しては、新規採用後も半年間は消防学校で基礎を学んでから現場に配属されますので、簡単に増員することはできませんし、配属されてからも救命士の生涯研修や資格の取得、現場経験を積み、一人前になるにも時間を要します。すぐにでも、機構改革も含めた体制の構築を図る必要があると思いますが、最後に副市長の見解を問います。人事も関係いたしますので、春藤副市長の御答弁も求めます。

以上で、質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 消防長。

○山田武史消防長 職員体制の構築につきましてまずは担当より御答弁申し上げます。

消防職員新規採用後の初任教育や救急救命士養成課程などの6か月研修、その他の長期にわたる研修派遣期間中は減員となるため、各所属の人員配置について苦慮しているところでございます。

繰り返しになりますが、消防体制を維持しながら、消防職員が働きやすい環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 辰谷副市長。

○辰谷義明副市長 ただいま消防長から御答弁させていただきましたとおり、様々な課題がございますが、人員配置と組織の見直しについて検討してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 ただいま担当副市長からも御答弁させていただきましたとおり、消防職員の職場環境

改善のため、適正な人事配置と体制整備に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 議事の都合上、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時48分 休憩）

○村口久美子副議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き質問を受けます。30番 小北議員。

（30番小北議員登壇）

○30番 小北一美議員 公明党の小北一美です。個人質問をさせていただきます。

最初に、吹田市民病院に関する諸事項について伺います。

今議会の提出案件の中に、吹田市民病院の経営状況等についての報告があります。令和6年度の決算報告書の決算の状況を見ると、収支において当期純損益は4億4,300万円の赤字となっております。

また、令和6年度の業務実績の全体について、吹田市が総合的に評価を実施した業務実績に関する評価結果報告書も提出されています。その中の財務内容の改善の観点に関連して、他市との比較の観点から指摘するため、令和5年度の決算について大阪府が公表している経営比較分析表に基づいて質問をします。

吹田市民病院は、大阪府内では比較的病床利用率が高く、経営指標の医業費用については人件費や医薬品費、診療材料費などが増加傾向にあり、収益とのバランスが課題と考えられるので、効率的な運営が求められています。また、診療報酬の動向も、今後の経営に影響を与える可能性があると考えますが、このような市民病院の経営上の課題に今後どう対応していくべきと考えるのかお答えください。

○村口久美子副議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 市立吹田市民病院の令和6年度（2024年度）の経営状況につきましては、前年度との比較におきまして、当期純損益は改善してい

るものの、病床利用率の伸び悩みや物価高騰の影響を受け、医業収益が当初の想定を下回るなど依然として厳しい状況にあるものと認識しております。

現状の改善に当たりましては、より効率的な収益確保の取組として、病床利用率や手術件数の向上が重要であると考えております。そのため、近隣医療機関との連携による紹介患者数の確保等を進めるほか、その他の部門での収益の向上も含めた実効性のある改善策の実施を求めるとともに、市といたしましても必要な連携を図ってまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 30番 小北議員。

（30番小北議員登壇）

○30番 小北一美議員 吹田市民病院は独立行政法人であり、経営の自主性を尊重すべきであります。先ほども述べた課題も浮き彫りになっています。

吹田市としても、単なる距離を置いた監督ではなく、地域医療の質を守るための戦略的な支援が必要と考えます。吹田市民病院は単なる医療機関ではなく、地域福祉の要であります。吹田市が、経営責任は病院にある、としても、医療の質や市民の安全を守るためには、財政面での情報共有、制度設計、人材確保への配慮など政策面での積極的な関与をすべきと考えますが、副市長の御見解をお聞かせください。

○村口久美子副議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 まずは、担当からお答えいたします。

市立吹田市民病院につきましては、一義的には自主性を伴った独立した法人として、そのメリットを生かした業務運営に当たるものと認識しております。その上で、昨今の物価高騰等をはじめ、医療を取り巻く環境が一層厳しくなっている中において、地域で必要とされる医療を切れ目なく提供するため、市といたしましては財政面をはじめとした必要な支援を実施していくものと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 市立吹田市民病院への市の関与の考え方につきましては、ただいま担当からお答えを

させていただきましたとおりでございます。

今後とも、同病院と密接に連携しながら、必要な支援に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 30番 小北議員。

（30番小北議員登壇）

○30番 小北一美議員 次に、旧市民病院跡地の売却について伺います。

旧吹田市民病院跡地の売却については、土地の形状や物価高騰など様々な課題が残っており、売却は完了していません。市としては公言していませんが、売却に関してハードルが高かった道路整備の方針に関して、東西道路等の道路整備を市が担うことになったことは、売却を後押しする動きと言えます。これ以外にも売却に関して、吹田市の積極的な関与が必要ではないかと考えます。

例えば、市民病院との連携を強化して、売却条件の見直しや公募支援を市が主導してはどうか。また、単なる売却ではなく、地域に資する跡地活用のビジョンを市が提示すべきではないかと考えますが、このような提案についての副市長の御見解をお聞かせください。

○村口久美子副議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 まずは、担当からお答えいたします。

市立吹田市民病院の旧病院跡地につきましては、これまでどおり同病院の責任の下で適切に売却を進めるものと認識しております。跡地の活用につきましては、地域のまちづくりの観点を踏まえたものとするを同病院に求めており、売却条件につきましては、庁内関係部局との情報共有を行っているところで、公募実施には至っておりませんが、引き続き必要な支援に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 ただいま担当から御答弁させていただきましたとおり、適切な売却の実現に向け、引き続き市民病院との連携に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 30番 小北議員。

（30番小北議員登壇）

○30番 小北一美議員 次に、吹田市における予防医療の推進について伺います。

高齢化が進む日本社会において、より長く健康な生活を送る上で、予防医療の重要度は増しています。予防医療とは、生活習慣の改善などを通じて病気の発症を予防するほか、健康診断により病気の早期発見、治療を促し、重症化を防ぐものです。健康寿命の延伸や生活の質の向上につながることを期待され、吹田市でも推進する意義は大きいと考えます。

我が国では、高齢化による医療費をはじめとする社会保障費の増大により、我々国民の負担感も高まっています。医療機関での受診を抑えて社会保障費を減額させる意見もありますが、予防医療の推進により健康な人を増やすことで費用を削減し、保険料等を抑制することが大事であると考えます。

本市でも既に各部局で予防医療の推進に力を入れており、行政、医療機関、地域団体が連携して市民の健康寿命の延伸を目指す取組が進められていますが、現状の取組と今後の推進方針をお聞かせください。

○村口久美子副議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 現状の取組としましては、がんやその他の生活習慣病予防等に関する情報発信を行うすいたん健康プロジェクトや健康インフルエンサーとして活動する吹田健康サポーター養成講座、キッズ健康サポーター教室、口腔ケアセンターの活用による歯科保健の推進等、広く市民を対象として様々な事業を行ってまいりました。また、これまでの心不全、重症化予防に加えて、今年度から国保被保険者を対象に慢性腎臓病重症化予防の保健指導を実施しております。

今後については、性差やライフステージに応じた啓発に取り組み、医療費データ等の分析結果から、壮年期からの転倒・骨折予防や睡眠に着目した保健事業についてICTを活用した取組などを調査、研究しているところでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 30番 小北議員。

（30番小北議員登壇）

○30番 小北一美議員 本市では健康すいた21第3次計画を軸に予防医療を推進していますが、健診受診率や健康無関心層へのアプローチには課題が残っています。

これに関する先進事例として、例えば、長野県ではウォーキングラリーや野菜摂取を促すインセンティブ事業を展開し、企業や学校を巻き込んだ地域ぐるみの健康づくりが進んでおり、富山県では、ICTを活用した保健指導教材の提供やナッジ理論による健診受診率向上策が成果を上げているそうです。これ以外にも、他市の先進事例を参考にし、本市においてもICT活用や地域拠点の整備、インセンティブ型事業の導入など予防医療のさらなる推進策を検討すべきではないでしょうか。

そして、健都のポテンシャルを生かし、健都を核とした全国モデル都市として、吹田市版予防医療の推進を目指すべきだと考えますが、担当部局の御見解をお聞かせください。

○村口久美子副議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 北大阪健康医療都市、健都では、集積する企業や研究機関との連携により、新しい技術や知見を積極的に取り入れながら幅広い層へのアプローチとエビデンスに基づく予防、健康づくりに取り組んでいます。

そのうち、国循を中心とする国のプロジェクトでは、市が保有する健康医療情報と研究機関等が保有する情報を一体的に管理するデータプラットフォームの構築等の環境整備を進め、効果的、効率的な保健指導の実践やまちぐるみ、多職種連携での健康づくりの実現を目指しています。

こうした健都での産学官民が連携した取組を市内に展開していくことが重要であると認識しており、商店街や公園など住民が集まる場を活用し、地域の団体や事業者等と連携して取り組んでいるところです。

引き続き、本市の強みである健都を核とした健康医療のまちづくりを進めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 30番 小北議員。
(30番小北議員登壇)

○30番 小北一美議員 次に、千里ニュータウンの諸課題についてお伺いします。

最初に、（仮称）吹田市佐竹台計画についてお伺いします。我が党の代表質問でも取り上げましたが、ニュータウン在住の議員として看過できない今回のマンションの建設計画について重複する内容もありますが、私からも質問させていただきます。

千里ニュータウンまちづくり指針は、老朽化した施設や多様化する生活ニーズに対応しながら周辺環境との調和を図る目的で、平成16年（2004年）に市民参加でまとめられた千里ニュータウン再生ビジョンを基に制定された経緯があります。開発事業において、このニュータウン指針を遵守する意義として2点挙げられます。

1点目は、住環境の質の維持です。高度なインフラ整備と緑地構成を持つ千里ニュータウンでは、無秩序な開発が景観や生活環境を損なうリスクがあります。

2点目は、地域住民との信頼関係の構築です。指針では、事業者による説明責任やチェックリスト提出がルールとなっており、住民との対話が重視されています。千里ニュータウンは全国に先駆けた都市計画のモデル地区であり、まちづくり指針に基づく秩序ある開発が求められています。

今回のような新たな開発事業において、これまで指針の遵守が徹底されてきたのか。また、市としてどのように確認、指導をしてきたのかお伺いします。

○村口久美子副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 千里ニュータウンのまちづくり指針に基づくチェックリストは、平成16年（2004年）の運用開始以降、約160件の提出があり、うち1件において本件と同様の事案がございました。

これまで事業者から提出されたチェックリストを審査し、数値指標に適合しない項目は、指針に適合した計画となるよう指導してきたところです。

以上でございます。

○村口久美子副議長 30番 小北議員。
(30番小北議員登壇)

○30番 小北一美議員 今回の（仮称）吹田市佐竹台計画に関して、地元佐竹台地区連合自治会から議長

宛てに請願が提出され、南千里5地区の連合会長等からは、市長宛てに要望書が提出されています。

そこで最も問題とされているのは、千里ニュータウンまちづくり指針で定めている容積率150%を無視して、容積率199.5%で計画している点です。この指針は、地域住民の声を反映して策定されたものであり、事業者がこれを無視することは、地域の合意形成を損なう行為と言えます。

また、今回のような容積率の超過を容認し、今後の開発でも実施されるようになると、過密な建築を招き、日照、通風、緑地の確保などに悪影響を及ぼし、千里ニュータウンのゆとりある空間構成という理念に反する開発が行われかねず、まちの価値を損なうおそれがあります。

千里ニュータウンまちづくり指針で定めている容積率150%以内という数値目標は、地域の住環境を守るための重要な基準であります。現在、この指針を遵守せずに開発を進めようとする事業者がいるのであれば、市として厳正に指導し、必要に応じて是正措置を講じるべきだと考えますが担当部局の御見解をお聞かせください。

○村口久美子副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 当該事業者に対しては、指針へ適合するよう繰り返し求めてまいりましたが、現時点で協力は得られておりません。

千里ニュータウンのまちづくり指針は、良好な住環境の保全を目的としたガイドラインであり、法的拘束力を持つものではございませんが、今後もあらゆる機会を通じて指針遵守への協力を強く求めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 30番 小北議員。

(30番小北議員登壇)

○30番 小北一美議員 次に、吹田市は令和6年6月からチェックリスト提出フローを強化し、提出内容を公式サイトで公開するなど透明性を高めておりますが、チェックリスト提出後の市の確認体制や住民への説明責任の履行状況について、現時点での課題と改善策をお聞かせください。

○村口久美子副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 チェックリストの提出を受けた後は、内容の審査を行い、事業者が関係住民に説明した結果の報告を求め、その状況を確認しているところです。

指針は住民、事業者、行政が共同で取り組むガイドラインであるため、今後とも地域との連携を密に図り、行政、住民の思いとして事業者はもとより、大規模な土地所有者へ働きかけを行い、良好な住環境の保全に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 30番 小北議員。

(30番小北議員登壇)

○30番 小北一美議員 今回の佐竹台でのマンション計画と同じ事業者が古江台でも同じ内容でのマンション建設を計画されています。

先日行われた古江台連合自治協議会への説明では、佐竹台の場合と違い、ニュータウンまちづくり指針で定めている容積率150%以内となっていて、指針を遵守している計画になっているそうです。古江台で遵守するのなら、佐竹台でも遵守するよう事業者に働きかけるべきであります。

今回、提出された地元連合自治会からの請願は非常に重いものがあり、あわせて、これまで良好なまちづくりを目指してきた住民やこのまちづくり指針を遵守してまちづくりに協力してきた事業者の努力をも踏みにじる行為と言えます。ニュータウンまちづくり指針は、条例ではなく法的な効力はないとはいえ、これまで遵守されてきたこの指針を今回も遵守するよう事業者に強く行政指導するよう要望しておきます。

最後に、近隣センターの活性化について伺います。

千里ニュータウンの近隣センターは、かつては住民の日常生活を支える重要な拠点として機能していましたが、現在では老朽化、空洞化、商業機能の低下など複数の課題に直面しております。

北千里地域の近隣センターを見れば、藤白台は既に再整備がされ、他地域と比べると比較的にぎわっている地域となっていますが、古江台・青山台の近隣センターは、千里ニュータウンの中でも高齢化が

進み、商業機能の空洞化や施設の老朽化が顕著なエリアとなっていて、近隣センターの活性化がうまくいっていません。

本市は、これらの課題を乗り越え、他の地域の成功事例を参考にしながら両地域の特性を生かした近隣センターの活性化を力強く推進していくべきと考えますが担当部局の御見解をお聞かせください。

○村口久美子副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 近隣センターにつきましては、大阪府に対して、千里ニュータウンの再生から取り残されることがないように再整備の推進に向けた取組に積極的な参画を要望しているところです。

現在、高野台近隣センターでは、大阪府都市整備推進センター支援の下、地権者による再整備に向けた動きがあり、その動向を注視しているところです。青山台や古江台をはじめ他の近隣センターにおきましても、再整備に向けた機運が醸成された際には、関係機関とも連携し、必要な支援を行ってまいりたいと考えています。

以上でございます。

○村口久美子副議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 都市魅力部からも御答弁申し上げます。

近隣センターの商業活性化に向けましては、商業機能の低下や施設の老朽化などの課題があり、順次支援を行っているところでございます。

しかしながら、さらなる活性化に向けた取組を進めるに当たりましては、事業者のみならず地域住民などとの一体となった連携が不可欠であり、その機運が高まった際には必要な支援に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○村口久美子副議長 30番 小北議員。

(30番小北議員登壇)

○30番 小北一美議員 以上で質問を終わります。

○村口久美子副議長 17番 浜川議員。

(17番浜川議員登壇)

○17番 浜川 剛議員 公明党の浜川 剛です。発言通告書に基づき、個人質問をさせていただきます。

まずは、がんとの共生等に係る取組についてお聞

きいたします。

がんは二人に一人が罹患すると言われており、国は第4期がん対策推進基本計画を策定し、取組を進めております。この基本計画は、誰一人取り残さないがん対策を基本目標に掲げ、がんの予防、医療、共生社会の三つの分野に重点を置いています。

特に注目すべき点として、がん検診受診率の目標引上げがあります。胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がんの5大がん検診の受診率目標をこれまでの50%から60%に引き上げました。また、診断時からの緩和ケアの推進もあり、がんと診断された早期の段階から治療と並行して緩和ケアを提供し、患者とその家族の療養生活の質向上を目指すとのことです。がんゲノム医療の一層の推進としては、がんゲノム医療提供体制をさらに強化し、患者一人一人に最適な治療法を選択できるよう、先進的な医療の実用化を加速させるとのことです。

患者・市民参画の推進とデジタル化の活用として、患者や市民ががん対策の計画策定や推進に積極的に関与する患者・市民参画を新たに加えられ、またAIやICTなどのデジタル技術を活用し、医療サービスへのアクセス向上を図るとされています。

最後に、ライフステージに応じた対策の強化として、小児がんやAYA世代、高齢者など、それぞれのライフステージ特有のがん対策を強化すると明記されています。

とはいえ、幾つかの問題点も見受けられます。特にがん検診の受診率の向上は、早期発見や診断の向上につながり、非常に重要で有益であるとは認識しますが、受診数増加への取組が変わらなければ意味がありません。職域検診の法定化の検討やより効果的な受診勧奨策の実施が必要だと考えますが、近年の状況を見ても向上しているとは言い難いのが現実です。受診率向上に向けた取組をお示ください。

○村口久美子副議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 個別がん検診として、身近な医療機関においてがん検診を受診可能な体制を構築し、市報すいた4月号及び10月号において、協力医療機関一覧表やけんしんガイドブックを全戸配布することでその周知に取り組んでおります。

また、がん検診の受診可能年齢に到達した方、過去5年間に受診履歴のある特定の年齢の方及び吹田市公式LINEアカウントに登録されている方を対象に、誕生月に受診勧奨の個別通知や配信を行うことで誕生月とその翌月の検診受診を推進し、早期発見、早期治療につながるよう工夫して取り組んでいます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 17番 浜川議員。

（17番浜川議員登壇）

○17番 浜川 剛議員 受診率向上には、検診受診の個別最適化プッシュ通知や受診機会の拡充が重要だと考えます。

年齢や既往、未受診履歴に応じたプッシュ型の通知体制の構築や検診枠の拡大や職域連携の強化など、本市独自の取組を推進し、受診率向上の取組をすべきと考えますが御見解をお示ください。

○村口久美子副議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 令和6年度（2024年度）から、協会けんぽの扶養家族を対象に集団健康診査と併せた大腸がん検診の受診勧奨に取り組み、その効果を研究しているところです。

また、生命保険会社3社とがん検診受診率向上に関する連携協定を締結し、保険会社の活動を通して働く世代に市の公式LINEの紹介やがん検診を含めたがん予防の啓発について周知するよう取組を強化しているところです。

今後とも、個別性の高い効果のある受診勧奨について調査、研究し、がんとの共生に関する啓発とがん予防の両輪で推進していく必要があると考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 17番 浜川議員。

（17番浜川議員登壇）

○17番 浜川 剛議員 第4期がん対策推進基本計画、三つ目の柱であるがんとの共生の取組が今、求められているのではと考えております。

改めて、国の基本計画では、がんになっても安心して生活し、尊厳を持って生きることができると地域共生社会を実現することで、全てのがん患者及びそ

の家族らの療養生活の質の向上を目指すことを分野目標としております。そのために、治療とQOL、生活の質の両立の難しさが課題と言われております。QOLの向上、向上とまでは言えなくても、質を下げさせない取組が重要で、府下の自治体やNATSにおきましては、AYA世代がん患者終末期支援や骨髄バンクドナー支援、がん患者のアピアランスケアやがんとの共生に係る啓発などを実施されていますが、本市の取組の現状についてお示ください。

○村口久美子副議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 令和5年度（2023年度）から、がん患者のアピアランスケア助成事業を開始し、市民健康教室を活用して、知っておきたい！がんの予防とがんになった時のこと、をテーマに、医師の講演と併せてがん相談支援センター職員による仕事や学校との両立やがん患者の体験談を内容に取り入れて、がんとの共生に関する啓発を行いました。

がんとの共生については、市民団体やがん相談支援センター等との連携を図り、啓発を含めた取組について検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 17番 浜川議員。

（17番浜川議員登壇）

○17番 浜川 剛議員 AYA世代のがん患者は、小児がんや高齢者のがん患者とは異なる特有の困難に直面すると言われております。

具体的には、身体的、精神的発達への影響やライフイベント、いわゆるキャリアや恋愛、結婚、出産、育児などへの影響、心理的孤立や医療体制の課題が挙げられており、多岐にわたる専門的な支援が不可欠と言われております。特に、終末期支援は重要で、この世代特有の心理的、社会的、実存的ニーズに対応するために不可欠です。人生の重要な節目を迎えようとしている時期に終末期に直面するため、小児や高齢者とは異なる課題を抱えると言われており、他の世代とは違う支援が必要と考えますが、先ほどお聞きすると本市では取組がなされていないのが現状です。ぜひとも本市でAYA世代がん患者に対する終末期支援を実施すべきと考えますが、御見解をお示ください。

○村口久美子副議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 AYA世代の終末期がん患者の訪問看護や福祉用具貸与、購入等については、介護保険や障がい福祉サービスの対象外であり、制度のはざまにあることを承知しております。

AYA世代がん患者がその家族と有意義な終末期を過ごし、みとる家族や周囲の方の健康づくりに与えられるよう、先行市の実施状況やがん相談支援センターにおける支援状況等について情報収集し、検討を進めてまいります。

また、本支援について、国や大阪府の方針に基づくものでもあることから、AYA世代終末期がん患者支援の制度構築について様々な機会を捉え、国や大阪府に対して要望をしております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 17番 浜川議員。

（17番浜川議員登壇）

○17番 浜川 剛議員 がん患者に対する支援の一つに、血液のがんと称される白血病の患者に対する骨髄バンクへのドナー登録があります。

骨髄バンクは、患者さんに移植の機会を提供するための重要な役割を担っていますが、適合するドナーが見つかるまでには時間がかかり、一人でも多くの患者さんを救うためには、より多くのドナー登録が不可欠です。日本骨髄バンクのドナー登録者数は増加傾向にありましたが、近年は新規登録者数が減少傾向にあると言われております。特に、登録者の半数以上が40代、50代であり、ドナー登録の年齢上限である54歳を超えて卒業する人が増えています。このままでは、今後、数年以内に新規登録者数を上回る数のドナーが登録を抹消することになり、登録者総数が減少する危機に直面しています。

こうした背景から、骨髄バンクドナーへの支援を実施している自治体も散見しますが、本市は未実施です。ぜひとも、本市も実施すべきと考えますが、御見解をお示しください。

○村口久美子副議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 白血病や一部の血液疾患において、投薬による治療効果が望めず、骨髄等の移植を希望する方々が機会を得るためには、一人でも

多くの方の理解の下、骨髄等の提供に御協力いただく必要があります。

そのため、骨髄バンクへのドナー登録の周知を図るだけではなく、骨髄等を提供しやすい環境を整えることが必要であると考えていることから、本市としましても、ドナーへの支援に関する取組について検討を進めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 17番 浜川議員。

（17番浜川議員登壇）

○17番 浜川 剛議員 続いて、リチウムイオン電池の回収、廃棄についてお聞きいたします。

リチウムイオン電池の回収につきましては、全国各地でリチウムイオンが原因と見られる集積場の火事が発生し、収集処理に大きな影響を及ぼしていることが報道されております。本市もいつ何どき火災による集積場の不稼働が発生しないかと危惧し、令和6年2月定例会でお聞きした次第です。

今年になり、総務省においてリチウムイオン電池等の回収、再資源化に関する調査が実施され、その結果に基づく通知が出されました。結果として、調査対象の43市において、リチウムイオンバッテリーの回収に当たり、財政的負担、処分事業者の確保などの課題があるとの意見があったり、処分事業者が見当たらず、埋立て、焼却、ストックしている可能性があるとのことでした。

このため、総務省から経済産業省や環境省に対し、製品メーカー等の自主回収対象品目の追加、市区町村における適切な回収、処分を推進するための市町村に対する情報提供、住民のリチウムイオンバッテリー等排出の実態解明の推進などの要請が出されました。

それを受けてですが、経済産業省の審議会では、製造事業者らに対しモバイルバッテリーとスマートフォンなどの携帯電話、加熱式たばこの計3品目の回収、リサイクルを義務づける方針を決めたとのことでした。今後、この3品目を指定再資源化製品に追加で指定し、来年4月の改正資源有効利用促進法の施行に合わせた運用開始に向け、政令改正に着手すると言われております。本市の回収、リサイク

ルの現状をお示してください。

○村口久美子副議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 まず、リチウムイオン電池等の回収につきましては、販売店または製造事業者でのリサイクルを案内しております。

販売店等で引き取ることができない膨張品や規格外製品等につきましては、発火を防ぐため、電極部分にテープを貼り絶縁処理し、また充電式電池が外せない小型家電製品について、いずれも有害危険ごみとして出すよう周知啓発しております。

次に、選別、リサイクルにつきましては、破碎選別工場において、膨張品等を集積するとともに、小型家電製品等からリチウムイオン電池を取り出し、種類ごとに選別を行い、リサイクル条件を満たすものにつきましては一般社団法人J B R Cにて無料で回収をお願いをし、それ以外については、有償にて処理を行っております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 17番 浜川議員。

（17番浜川議員登壇）

○17番 浜川 剛議員 リチウムイオン電池の火災事故を防ぐポイントとして、正しく購入する、正しく使用する、正しく対処すると言われております。

具体的には、連絡先が確かなメーカーや販売店から購入する、各種リサイクルマークが付された製品を購入する、高温下に放置しない、強い衝撃を与えない、充電使用時は時々様子を見て、異常を感じたらすぐに充電や使用を中止するなどですが、こういったポイントを市民に積極的に広報すべきと考えます。御見解をお聞かせください。

○村口久美子副議長 消防長。

○山田武史消防長 リチウムイオン電池の火災予防広報につきましては、適切な管理や取扱いについて消防本部ホームページに掲載しており、またイベント開催の機会においても、広報を実施しております。

今後につきましても、引き続き市民の皆様にご注意喚起を実施するとともに、SNSも活用して広報に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 17番 浜川議員。

（17番浜川議員登壇）

○17番 浜川 剛議員 市報すいたやフォロワーが非常に多い消防のインスタグラムなども積極的に活用いただけたらと思います。

現状確認でお聞きしますが、昨年2月定例会でお聞きしたときに、破碎選別工場では、処理中の軽微な発火も含め自動水噴霧等で処理されており、その回数は前年度、これは令和5年度ですけれども、約400回あったとのことでしたが、その状況は現在も変わっていないのでしょうか。

○村口久美子副議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 令和6年度（2024年度）の発火処理回数は、前年度とほぼ同等であり、本年度8月末時点におきまして、過去2年を若干上回るペースで増加しております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 17番 浜川議員。

（17番浜川議員登壇）

○17番 浜川 剛議員 先日、破碎選別工場に処理状況について視察に行かせていただきました。リチウムイオンバッテリーの再資源化や火災を防ぐために種類ごとに選別するため、製品を分解して取り出されております。パッカー車から降ろされたごみを重機で平場に展開し、製品をピックアップし、その後、分解、取り出しとのこと。非常に手間をかけて処理されていることが分かりますが、そこまでしていても発火が防げないということは、いかにリチウムイオンバッテリーの回収、リサイクルが難しいのかを実感する限りです。

ちなみに、令和6年度に各種ごみから分解、取り出されたリチウムイオンバッテリーの重量は2.42tとのことでした。製品の10分の1から20分の1がバッテリーの重量だと考えますと、年間約36tの大型や小型の複雑ごみを分別、分解しているわけでございます。ここまで丁寧な体制を構築している近隣他市は、ほかにもあるのでしょうか。他市の状況をお聞かせください。

○村口久美子副議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 同種、同規模の中間処理施設を有するN A T S各市の処分状況を確認しましたとこ

ろ、拠点回収後、施設で集約し、委託業者にて処分する方法や容易に取り出せないものは製品ごと破碎して処分しているとのことであり、本市はごみを展開し、最終的には手作業で電池等を取り出すなど、他市と比較しても丁寧な選別作業を行っております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 17番 浜川議員。

（17番浜川議員登壇）

○17番 浜川 剛議員 各市の事業者の体制は、事業者ごとの質の差が大きいと感じます。特に丁寧かつ質の高い作業をされる事業者は、本市にとって大きな財産であると考えます。環境部として、こうした優良な事業者の存在をどのように評価し、またその能力をどのように活用していくお考えか御所見をお聞かせください。

○村口久美子副議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 委託業者につきましては、廃棄物の選別、リサイクルにおいて高い知識と豊富な経験を生かし、適正かつ効率的な工場運営に大きく寄与していると評価しております。

さらなる資源リサイクルの重要性が高まる廃棄物行政において、事業者が有する能力を十分活用し、引き続き、安定した運営に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 17番 浜川議員。

（17番浜川議員登壇）

○17番 浜川 剛議員 本市における長期継続契約期間は、原則として3年間と定められております。特定の設備、機械を使用するなど一定の条件を満たす事業者には、契約期間を5年間に延長できる規定が設けられております。

しかしながら、破碎選別工場における各委託事業者につきましては、現状、継続して3年間ごとの契約となっております。破碎選別工場の各事業はその性質上、長年の経験と実績が事業の安定性や質の向上に不可欠です。事業者の蓄積されたノウハウは、本市にとって貴重な財産であり、これを継続的に活用することが重要であると認識しております。

つきましては、担当部局による実績評価などを踏まえ、契約期間を5年間に延長すべきと考えます。

これは、事業者の安定的な事業継続を支援し、市民サービスの一層の向上を図る上で不可欠な施策であると考えますが、御見解をお聞かせください。

○村口久美子副議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 今後、各委託業務において、さらなる業務内容や量の増加が想定される中、委託業務を5年間に延長することによる各事業者の業務の継続性、安定性を十分に確認した上で検討してまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 17番 浜川議員。

（17番浜川議員登壇）

○17番 浜川 剛議員 続いて、避難所の環境づくりについてお聞きします。

9月1日の防災の日に向け、本市では8月30日、全庁一斉の災害対策訓練を実施されました。災害訓練は、新たな課題を発見し、職員の習熟度を高め、有事の際の対応能力を向上させる上で極めて重要です。

つきましては、今回の訓練において、特に重点を置かれたテーマや新たに得られた気づき、今後の課題等について御所見をお聞かせください。

○村口久美子副議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 今年度の訓練につきましては、テーマを全庁有事モードの実践と題し、災害時の状況を想定した対策立案や受援体制の確保などのレベルアップを図るため、災害対策本部運営や災害対応に必要なレイアウト展開など実践的な訓練に取り組みました。

気づきとしましては、レイアウトを含めた災害対応のイメージを全庁で共有できたことが大きな成果であったと考えております。また、今回、9自治体、13名が実際に支援自治体として参加くださったほか、国や学識、研究機関など26団体、43名の視察を受けるなど外部の視点を多く取り入れた中で受援対応を含め、災害時をリアルに再現し、対応できたことも大きな経験であったと感じております。

最後に、今後の課題につきまして、全庁的な課題は現在振り返りを行っているところでございますが、災害マネジメントに関して申しますと、ますます自

治体や関係機関との連携強化が求められる中、これらのつながりを維持するための職員力、組織力の充実が重要であると考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 17番 浜川議員。

（17番浜川議員登壇）

○17番 浜川 剛議員 26団体、43名の国や学識、また研究機関の方が視察に来られたということが、本市が先進的に防災力向上に取り組んでいるのかの客観的な評価だと思います。これは、危機管理室のみならず、職員の皆さんの防災意識の高さを示すものであります。今後も維持向上をよろしくお願いいたします。

避難所の環境整備につきまして御見解を伺います。

先日防災の日の報道番組にて、能登の避難所での事例が紹介されておりました。支援物資の配布時に女性が下着を選ぶ際、男性の視線にさらされるという状況があり、プライバシー保護の必要性が強く訴えられておりました。

また、別の中学校での避難所運営訓練の様子では、授乳スペースとしてテントを活用し、その入り口を壁側に向けることで、外部からの視線を遮断する工夫や洗濯物を干すスペースを男女別に設け、間に十分な間隔を確保するなどの配慮がなされておりました。

こうした具体的な事例が示すように、避難所におけるプライバシーの確保は、特に女性や要配慮者にとって極めて重要であり、心身の負担を軽減するために不可欠な要素であると認識しております。

本市におきましても、このような視点に基づいた避難所環境の整備を進めるべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○村口久美子副議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 本市では、プライバシーの確保を含め、多様な方々が安全に避難所での生活が行えるよう、国の男女共同参画局が物資の配布や空間の活用などに関して被災地での事例や被災地での支援活動を基に作成した男女共同参画の視点からのチェックシートを本市避難所運営マニュアル作成指針に加えるなど対応しており、訓練もしくは実災害時

の避難所運営に活用いただくための啓発に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 17番 浜川議員。

（17番浜川議員登壇）

○17番 浜川 剛議員 避難所の環境整備におけるプライバシー保護などの配慮は、危機管理室の強い認識と発信だけではその実効性を高めることは困難であると考えます。実際に避難所を運営される地域の方々の意識が向上し、具体的な行動に結びついてこそ、真に充実した環境が実現できるのではないかと思います。こうした配慮の重要性を十分に理解されていない方がいる可能性も否定できません。

つきましては、避難所運営の中心的な役割を担う方々への意識啓発をさらに強化し、具体的な環境整備の実施を促すことが重要であると考えますが、御所見をお聞かせください。

○村口久美子副議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 実際の被災地では、生理用品や大人用のおむつの配布にも配慮が求められるなど、避難した方や避難所の状況に応じた対応が必要となりますので、事前の備えとして避難所運営に関わる方々への啓発活動を行うことは重要であり、引き続き取組を進めてまいります。

一方で、混乱する発災後の初動時では、助かった命をつなぐ活動が優先されることから、備えをしても十分な対応が取られない可能性もございます。そのため本市では、これまでの被災地支援の経験を基に、応急期に避難所アセスメント調査を実施することとしており、不足する機能や配慮を抽出した上で、丁寧に対応する体制を確保しております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 17番 浜川議員。

（17番浜川議員登壇）

○17番 浜川 剛議員 以上です。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 市民と歩む議員の会、五十川有香です。それでは、質問を始めます。

健都イノベーションパーク内における給食センタ

一の設置について。

11月定例会での議決後、これまでの間の地域住民とのやり取りの経緯及び事業所公募の状況について分かりやすく丁寧にお答えください。

○村口久美子副議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 食の実装機能として、中学校給食の調理機能を有する第2アライアンス棟（第1期）につきましては、本年3月末に事業者公募を開始し、現在は事業者選定の手続を進めているところです。

周辺住民向けの説明会としましては、公募開始前の本年3月9日及び16日に開催いたしました。また、公募開始後においても、近隣住民の方を中心に第2アライアンス棟の整備に係るメールでのお問合せを14件、電話でのお問合せを9件頂いており、都度、全ての質問に対してメールや電話で回答させていただいています。

また、摂津市の近隣自治会等から、本年4月に施設整備の白紙撤回を求める申入れをいただいたため、本市から書面回答をいたしました。その後、5月に再度の申入れがあったため、本年8月に対面にて説明及び回答をさせていただいております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 令和7年6月27日付にて摂津市議会にて、健都イノベーションパークの摂津市域における給食調理施設整備に反対する決議が全会一致で賛成され、吹田市議会議長へ届けられました。

なぜこのようなことが起こったのでしょうか。その要因を担当部及び市長はどのようにお考えでしょうか。お願いします。

○村口久美子副議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 まずは、健康医療部から御答弁申し上げます。

主な要因としましては、周辺住民向けの説明会を公募開始前に開催いたしましたが、事業提案を受ける前であり、近隣住民や自治会へ具体的な整備施設の説明ができなかったことから、本市が目指す食と健康をコンセプトとして食に関する研究開発や社会

実装推進するための施設であるという理解が得られなかった点にあると考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 御質問の事案の要因につきましては、担当からの説明のとおりです。

現時点では、一部に混乱が見られますが、本市が国循や健都関係者と連携して目指す食育研究と社会実装を融合させた先進的な取組の重要性について御理解が得られるように今後とも努めてまいります。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 中学校給食の全員喫食を早期に実施することは、多くの方々が望んでいることですが、報道の内容なども鑑みますと、地域間における摩擦の原因は、先ほども答えていただきましたが、吹田市にあると言わざるを得ません。住民理解はとても重要なことであり、このままでは事業実施が遅れることも十分に考えられます。

改めてセンターの設置について、当該用地以外の分散設置等を含めて再検討が必要ではないでしょうか。

○村口久美子副議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 中学校の全員給食の早期実施に向けては、本市が所有する準工業地域であり、調理後2時間以内の喫食が可能であるなど中学校給食の実施に適した場所にあること、国立循環器病研究センターや医薬基盤・健康・栄養研究所などと連携した生活習慣病予防の基礎づくりにつながる食育の推進にも取り組めることなどから、健都イノベーションパークでの実施が最適であり、それ以外に適切な候補地はないと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 次、行きます。

部活動の外部委託について、今年度から全校1部活を実施されていますが、各学校の状況を把握方法も含めてお答えください。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 外部委託を実施している部活動の状況におきましては、日々、校長や委託業者と連携を図りながら把握を行っております。

部活動を委託事業者が行うことで、委託化当初は教員が顧問をする他の部活動との連絡調整が不十分であったことなどにより様々な混乱がありましたが、その都度、委託事業者と学校、教育委員会とで情報共有し、課題解決を図っております。

市内全中学校で外部委託を実施し、対応を重ねることで教員や保護者の理解が進んでいるところでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。
(3番五十川議員登壇)

○3番 五十川有香議員 令和6年度から実施をされている5校5部活については、2年契約のため一旦、今年度に契約は切れることとなりますが、この2年間の実態分析状況についてお答えください。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 5校5部活の実施状況を把握するため、昨年度に引き続きアンケート調査を本年7月に実施いたしました。

生徒アンケートでは、もっと上手になりたい、成長したいと思う、や、チームワークや協調性が身についていると思う、といった肯定的な回答が9割を超えております。また、指導者は丁寧に指導しているか、や、指導を受けて上達していると感じるか、といった質問に対しまして、肯定的な回答が8割を超えております。

また、保護者アンケートの肯定的回答では、部活動指導に満足しているが8割、外部委託を進めることが9割を超えております。否定的回答といたしましては、拠点校に行くことへの負担を感じる、委託により担当が分かれてしまうため、子供の全てを把握することが難しくなるのではないかとといった回答がございました。生徒・保護者とも昨年度から引き続き、おおむね高い評価を得ており、導入効果を確認しております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。
(3番五十川議員登壇)

○3番 五十川有香議員 今後の部活動の動向については、この前の2月定例会にて、令和7年度中にお示しするとの御答弁をされています。現在の検討状況をお示してください。

なお、検討するに当たって子供たちの声を聞かれたとのことでした。子供たちの意見を十分に配慮されることを望みますが、そのアンケートの項目と回答率や回答結果についてもお答えください。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 今後の部活動の動向につきましては、部活動の方向性を示す吹田市新たな中学校部活動の在り方を作成し、現在、学校現場に周知をしているところでございます。

本在り方の策定に当たり、昨年7月に市内全小学校の5、6年生の児童と全中学校の1、2年生の生徒を対象にアンケートを実施いたしました。なお、回答率は、児童が68.2%、生徒が79%でした。

質問項目と回答結果により、児童が入部を希望する部活動は、市内に設置している様々な種目に希望が分かれているということが分かりました。また、活動に期待することにつきましては、その種目や活動を楽しみたいが小・中学生平均で90%、体力や技術を向上させたいが80%、友達を増やしたい、チームワークや協調性を身につけたいが75%と高い結果となりました。活動時間につきましては、およそ8割以上の生徒が、部活動ガイドラインの上限時間よりも短くすることを望んでいる結果となりました。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。
(3番五十川議員登壇)

○3番 五十川有香議員 先ほどの少数の子供たちの声も大切です。間もなく公表されるということです。その内容を見て今後も子供たちにとって最善なのかを確認していきたいと思います。

次、行きます。吹田市立のセンター校における通学支援について、これまで児童の学習権を保障などをするためにアンケートの実施や協議を重ねてこられて今年4月から実施となった内容と、教育委員会

としていまだ課題だと感じられている点をお答えください。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 肢体不自由学級のセンター校である高野台小学校やまばと学級は、市内全域からの肢体不自由児の通学を可能としております。

これまで、やまばと学級在籍児童の登校が1時間目開始に間に合わない状況にありましたが、本年度4月より、他の児童と同様の時間帯に登校できるよう、障がい児補助員2名の勤務開始時間を変更して運用しております。

課題といたしましては、障がい児補助員が休暇を取得した際の代替で勤務できる障がい児補助員の確保でございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 この7月16日付にて文部科学省初等中等教育長と教育政策局長の連名で、医療的ケア児に関する実態調査の報告を踏まえた依頼文が通知されました。

この中に、やむを得ず保護者に付添いの協力を求める場合には、代替案などを十分に検討することが必要であり、真に必要と考える理由や付添いが不要になるまでの見通しなどについて、医療的ケア児や保護者に対して丁寧に説明することとなっています。

通学時の人員体制などについては、改めて十分な対応を求めますが、いかがでしょうか。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 安定した通学支援の実現は喫緊の課題であると認識しており、引き続き障がい児補助員等の人員の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 また、当該通知では、医療的ケア児の学校在校時における発災への備えについても言及をされていますが、吹田市においては体制等について児童・保護者とどのように共有されますか。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 当该校では、医療的ケア児の状況に合わせた災害時の対応や避難方法、引渡し手順を定め、避難訓練を定期的実施することで適切な対応ができるよう努めております。

また、進級時に教室配置が変更になった際や医療的ケアの状況の変化があった場合など、随時対応の見直しを図り、懇談等で児童、生徒、保護者にも確認を行っております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 今年から小学校において、全学年で表面上の定数は35人学級となりました。しかし、実際は特別支援学級の子供たちもクラスに存在しているため、事実上の少人数学級の実現とはなっていません。

特に、今年度は全体の約2割近くの172クラスが定数を超える人数となりました。これら学級数が急増した原因を教育委員会はどうのように分析されていますか。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 定数を超過した学級数の急増の原因につきましては、本年度、特に通常学級の在籍者数が定数に近い規模の学級が多くあることに加え、支援学級在籍児童、生徒数が増加傾向にあることによるものと分析しております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 7月の教育委員会会議にて、保護者の方々をはじめとした少人数学級を求める市民の方々から、教育委員会宛てに過密教室を解消するための方策を求める請願書が提出されました。

これら請願を受けて、どのような議論がなされ、教育委員の方からはどのような御意見が出ましたか。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 7月の教育委員会会議におきまして、本市独自予算での講師の配置に関することや支援学級在籍児童、生徒の学びの場の適正化に関する

こと、通級による指導の充実、拡充に関すること、多様な学びの場の整備に関することなどの議論があり、教育委員からは、令和8年度から始まる中学校35人学級の実施に向けての準備、通級指導教室の全校設置に向けての課題や対応、支援を必要とする児童、生徒の実態把握の工夫などについての意見が出ております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 教育委員の方々は、今年度、各学級の様子を直接的に視察等いただいていますでしょうか。もしくは、これら請願が提出されたことをもって各学校の様子を視察するなど実施されましたか。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 本年度に入り、これまで教育委員には、教育長と共に市内31校を訪問していただき、学習環境など教育活動の実態把握を目的として視察をしていただいております。

請願が提出された後、9月4日に2校を訪問していただき、その2校につきましても定数を超えた学級を確認していただいております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 請願書が出されて教育委員会会議までの間に、現地視察がなかった点は残念です。現場からの声が上がったときは、ぜひ、その最新の状況を確認された上での議論が望ましいと考えます。9月に行かれているとのことですので、ぜひ、請願の視点も踏まえての御意見が今後交わされることを期待いたします。学習環境を整えるためにも喫緊の課題です。よろしくお願いいたします。

次、行きます。8月12日付議員宛てに、いじめ重大事態に係る損害賠償訴訟に係る最高裁判所の上告申立てに対する不受理の決定について、という通知が届きました。

報道で耳にされた市民の方もいらっしゃるかと思います。これら司法の判断は非常に重いものであり、

被害を受けられた児童、保護者の方々のこれまでの心痛は計り知れません。

当該裁判の判断の結果を受け、各学校へどのような通知をされましたか。また、教育委員会及び市長は、本市のいじめ重大事態への対応における当該事案の結果をどのように受け止めていらっしゃいますか。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 まずは、担当より御答弁申し上げます。

当該裁判の判断の結果を受け、校長及び教頭指導連絡会におきまして、判決内容を周知するとともに、改めていじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づいた対応を徹底するよう指導いたしました。

また、当該事案の結果について振り返り、教訓化することで、今後のいじめ対応の指針とするべきものであると受け止めております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 教育委員会における個別事案に対して行政側からコメントをする際には、慎重を期す必要がありますが、今後も重大事態への対応のみならず、重大事態にならないよう、ただいま答弁にありましたように現場力を高める必要を感じているところです。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 この8月にいじめ防止基本方針が改定されています。今回の判断を受けて変更されたのでしょうか。どの部分をなぜ改定したのか、お示してください。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 今回の改定につきましては、本判決を受けてのものではなく、実情を踏まえて本市のいじめ防止基本方針の見直しを実施したものでございます。

変更箇所といたしましては、重大事態の定義を示す箇所をその重要性に鑑み、参考としていたものか

ら、項目として追加したこと。また、昨今のいじめの状況から、留守家庭児童育成室との連携強化が必要なため、いじめ・不登校・虐待防止対策委員会に放課後子ども育成室を追加したことでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 先ほど御答弁で、教訓化されるというふうにおっしゃっていますので、今回の裁判の判断ですね、非常に重く受け止めていただいて、今後、本当に大事なところをですね、皆さんと教育委員会、また市長も踏まえてですね、しっかりと吹田市としてどのように対応していくことが必要かということは改めて求めたいと思います。

次、行きます。香害とは、化学物質等を利用した香りなどを浴びた方が頭痛などの症状を発症することを指します。これまでも何度か質問にて香害についての啓発などを求めてきました。

現在の各学校等における香りの害等についてのポスターの掲示など、啓発の状況と各学校や教育委員会への香りの被害に対する問合せ状況についてお示しください。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 各校における香りを含む製品を使用する際の配慮等に関する啓発状況といたしましては、令和5年8月、文部科学省からの依頼のありました啓発ポスターの掲示及び内容の周知、また同年2月に保健所作成の啓発リーフレットによる情報提供を行いました。令和6年度以降は、毎年各校に保健所作成の啓発ポスターを活用するよう周知しております。

また、香害の被害に関する学校及び教育委員会への問合せ状況は、令和4年度、3件、令和5年度、4件、令和6年度、1件でございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 この8月の中旬に、小学生新聞等をはじめ各メディアの報道もありましたが、このたび新潟県看護大学などの合同による、子供の

香害及び環境過敏症状に関する実態調査として、初めての学術調査の中間報告が行われました。

21自治体が協力された経過報告では、小・中学生において約10%の子供たちに学校での香害による腹痛や頭痛などの体調不良を起こしたことがあるという回答があり、約2%は香害のために不登校傾向にあることも判明をしています。

これらは、吹田市の子供たちにおいても同様の状況が発生していることも推測されます。兵庫県宝塚市などでは、既に健康調査票など子供たちの健康状況に香害の視点を追加して状況把握をし、配慮を促している自治体もあります。

吹田市においても、まずはこういった学術調査を参考にして、当該調査に関わるなど含めて、実態把握をすべきではないかと考えます。パブリックな空間である学校生活を快適に過ごせるよう、子供たちの学習環境を整えるために、まずは実態把握をしてはいかがでしょうか。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 児童、生徒の健康状態の把握は、教育委員会及び学校の責務であることから、児童、生徒が快適に過ごせる学習環境を整備していくためにも、他市の事例も参考にしながら香害及び環境過敏症状に関する実態の把握に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 教員の働き方改革について、様々に進められているところですが、土日等に行われる地域行事との関係についてはどのような対応を取るよう教育委員会から校長会などに伝えておられますか。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 地域行事への参加につきましては、教員の恒常的な長時間勤務をはじめとした労働環境の現状や負担軽減の必要性、これまでも機会を捉えて教育委員会におきまして、関係所管との意見交換や情報共有、地域団体全体への周知に取り組んできたところでございます。

本年6月の校長指導連絡会において、こうした取

組に加え、関係所管に改めて配慮を求める文書を発出したことや教育委員会における対応を継続することなどを校長に周知いたしました。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 今後、地域に周知が広がっていくと思います。その地域、地域の事情に合った柔軟な対応が求められています。子供たちの健全育成のために、相互理解の下に調整されるようお願いいたします。

次、行きます。吹田市内の小・中学校において、人工呼吸（酸素投与も含む）を常時もしくは必要に応じて使用する医療的ケア児の受入れをされている学校数と、どのような体制を取っているのかをお示してください。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 人工呼吸器の管理が必要な医療的ケア児が1校、緊急時に酸素投与が必要な医療的ケア児が2校に在籍しております。

教育活動時間内におきましては、医療的ケア看護師における医療的ケアを行っておりますが、登下校におきましては、保護者による送迎を依頼しております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 就学前の子供たちにおいて、同じような対応が必要な児童の受入れ体制、状況についてお答えください。

○村口久美子副議長 児童部長。

○道場久明児童部長 就学前の子供に係る対応状況としましては、市内保育所1か所において、児童1人に対し医療的ケア看護師を配置して、午睡時の自発呼吸を促すCPAP療法を実施しております。また、本児の登降園につきましては、保護者のほうにおいて送迎いただいております。

呼吸不全で人工呼吸器を必要とするケースの児童は、現在のところ本市の保育所等には在籍しておりません。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 行政の都合で公立は受入れができないということはあってはなりません。医療的ケアが必要な児童の希望があった場合、小学校での対応と同じく、就学前の児童においても十分な受入れ体制が求められており、子供の状況について保護者等とも丁寧に話し合い、どのような対応ができるか十分な対応を求めますが、いかがお考えでしょうか。

○村口久美子副議長 児童部長。

○道場久明児童部長 医療的ケアが必要な児童が、保育所等への入所を希望される際には、事前に当該児童の健康状態等について保護者や医師等から詳しく確認し、保育の実施体制を判断しております。

その上で、集団保育の中で安心、安全な医療的ケアが実施できるよう設備面や緊急時の対応等も考慮して、保護者との共通理解の下で児童の保育を行っているところでございます。

引き続き、医療的ケアに対応する看護師の確保に努めるなどして受入れ態勢を整えてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 よろしく願いいたします。送迎も含めて検討よろしく願いいたします。

次、行きます。手話言語条例の制定後も市民の方々が複数回、市民病院に対して、手話通訳士またはそれに同等の職員等の設置について要望されています。吹田市はこの実態をどのように認識、把握されていますか。

○村口久美子副議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 市立吹田市民病院に対して手話通訳士等の配置を求める要望につきましては、同病院からの情報共有や関係団体との懇談会などにおいて把握しており、強い御要望であると認識しております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 このたび報告案件に上がっている市民病院の経営状況についての報告書を拝読いたしました。誠に残念ながら、患者の視点に合ったサービスの提供の部分などに合理的配慮について何ら言及をされていませんでした。これでは、公共性の高い市民病院において真に必要な配慮ができていないと言わざるを得ません。

吹田市からも市民病院に対し、聴覚に障がいのある方のための手話通訳士の配置など患者ニーズに即した対応を強く求めていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○村口久美子副議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 現在、市立吹田市民病院における聴覚障がい者への対応といたしまして、手話のできる職員の配置や筆談のほか、新たに今年度からコミュニケーションボードを活用した対応を実施しております。

聴覚障がいを含め、様々な障がいの特性に応じた合理的配慮の必要性につきましては、市といたしましても認識しており、引き続き安心して受診いただける環境整備について同病院と協議してまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 患者視点での対応をよろしくお願いいたします。

このたび、補正予算において、吹田市介護老人保健施設の運営費負担金を提案されています。その後、当該施設における在り方方針の素案を令和8年1月に作成するとのことでした。この期間で十分な検討が可能でしょうか。拙速なスケジュールではないかと危惧いたします。具体的にどのように検討されて方針を決定される予定なのかお答えください。

○村口久美子副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 吹田市介護老人保健施設の在り方を検討するに当たりましては、まずは今後の大きな方向性についての検討から始めます。

次に、その実現可能性やメリット、デメリットについて、必要に応じて他市事例の調査や民間事業者

も含めたヒアリングなどを行いながら精査してまいります。

その上で、指定管理者である一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団の収支状況や施設の老朽化状況など当該施設固有の事情も勘案の上、本市として総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 平成21年度に一度、学識経験者等様々な立場の方も入って、当該施設の在り方に関する委員会をつくられて、報告書を作成されています。この報告書にある意見等は、この15年どのように実現されていますか。

また、当該施設の設置目的と設置効果等については、庁内検討のみに限らず、利用者はもちろん、広い知見を持った方々からの御意見なども重要ではないかと考えます。検討委員にそれら専門的な知見を加える必要があるのではないのでしょうか。

○村口久美子副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 当該施設では、平成21年（2009年）に作成された在り方に関する委員会報告書を受けまして、特に認知症高齢者への取組を強化し、認知症専門フロアを設置したほか、認知症サポーター養成講座や地域講座、認知症カフェなどを定期的開催しております。

また、今回の在り方検討におきましては、当該施設の役割や必要性といった観点に加えて、継続的な公費負担の是非や施設の老朽化対策に要する多額の経費などを踏まえた政策的な判断が必要となりますことから、本市において素案を作成し、パブリックコメントを実施の上、方向性を定めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 行政が勝手に決めたことを説明するというようにならないように、委員会でも議論をさせていただきたいと思います。

次、行きます。交通政策等について。

令和6年11月定例会において、土木部長は子供からお年寄りまで誰もが移動しやすいまちを目指した観点を重視した取組について、吹田市地域公共交通協議会にて意見を伺いながら検討していくと御答弁をされています。この8月には協議会も開かれていました。検討状況をお伺いします。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 令和7年度（2025年度）から2か年の予定で、吹田市公共交通維持改善計画の中間見直しを進めております。

先日の地域公共交通協議会では、見直しに向けて、今年度実施する市民アンケートの内容について御意見を頂きました。今後、さらなる事業者ヒアリングを実施し、市民アンケート等の基礎調査結果も踏まえ、誰もが移動しやすいまちを目指し、新たに取り組むべき施策などの検討を進め、計画に反映していく予定でございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 まだこれから2年ぐらいかかるというふうな御答弁でした。

すいすいバス乗車の年代別利用率についてお答えください。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 すいすいバスの年代別利用率は把握できておりませんが、65歳以上でグランドパス65、または70利用者の利用率は確認できます。

その内容といたしましては、過去3年間で、千里丘地区では令和4年度（2022年度）10.8%、令和5年度、9.5%、令和6年度、9.3%。千里山地区では令和4年度、6.7%、令和5年度、6.6%、令和6年度、7.4%となっております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 先日、自家用車を所有していない妊産婦の方々から、この猛暑の中、買物に行くとき1駅でもバスに乗りたいと思うけど、往復500円を節約のためと思って動悸や息切れをしたら

休憩しながら歩いて買物へ行っている。安価な移動手段などがあれば利用しやすいのだけど、とのお話でした。

令和6年度に実施をされた吹田市妊産婦子育てはぐくみクーポンの利用状況を担当者に伺うと、一定の方がタクシー乗車に活用されており、利用希望者がいることを改めて感じた次第です。

一方、高齢者の方々からもバスがもう少し安価であれば外に出たいと思えるけど、図書館へも行きづらい。また、阪急バスのパスがなくなる予定のため、より外出しにくくなるといった御意見も多いものでした。

交通政策は、各市様々な事業を実施しているため、他市を調べたところ、高槻市や神戸市のバス、タクシー助成などの施策は、吹田市でも可能ではないかと思いました。これら具体的な他市の実例を基に、吹田市独自の交通政策の展開、検討を進めるべきだと考えますがいかがでしょうか。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 バスやタクシーの利用助成につきましては、高槻市では、自らが運営する市営バスにおいて高齢者無料制度を実施しており、神戸市では福祉施策として高齢者や障がい者割引、子供施策として妊婦の方へのタクシー利用券などの各種事業を実施していると聞いております。

本市では福祉施策として、一定の条件を満たす方を対象にタクシー利用の助成を行っておりますが、公共交通は不特定多数の人が定められた運賃を払えば自由に利用できる交通手段であることから、土木部としては、現在、利用促進策として小・中学生への路線バス無料乗車券の配布は行っておりますが、特定の人を対象とした助成や民間事業者への運賃補助の実施は現時点では考えておりません。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 現状、実施する予定はないとのことでした。残念です。

ちなみに、高槻市ではこのとりパス、かるがもパスとして、妊産婦への支援も実施をされています。

高齢者の移動支援や妊産婦支援なども踏まえた交通政策を実施していただきたいとお声なのですが、各部署連携して検討してはいかがでしょうか。

○村口久美子副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 まずは、福祉部からお答えいたします。

高齢者が外出し、社会参加することは健康維持の観点からも重要であると認識しております。高齢者への移動支援に関しましては、今後、高齢者が増加し、社会保障に関する経費が増大する中で、新たな補助制度の創設には多額の財源を要することから、現時点で新規に実施することが困難と考えております。高齢者に必要な施策について効果的な事業を見極めながら、関係部局とも連携して進めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 子育て支援センター担当理事。

○北澤直子理事（子育て支援センター担当） 続きまして、児童部からお答えいたします。

妊産婦が健診の受診等により公共交通機関を利用し、一定の負担が生じていることは認識しており、現在、妊婦支援給付金を交付することで経済的負担の軽減を図っているところです。

妊産婦の経済的負担のほか、産後ケアや産後家事支援等の身体的及び精神的負担の軽減を図る施策を並行的に展開していく状況においては、現時点で新たな実施は困難と考えています。

引き続き、関係部局とも連携して、妊産婦への支援の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 妊産婦の方の身体的ケアの側面も大いにありますし、結果的に利用促進につながると考えます。各部署連携した前向きな検討を求めます。

次、行きます。環境政策等について。

気象庁は、2025年夏の日本の平均気温は、これまでの記録を大幅に上回り、統計観測史上最高を記録しました。先日行われました環境審議会でも少し話

題になりましたが、気候変動における適応策かつ熱中症対策にもなるクールスポットの設置、啓発状況についてお答えください。

○村口久美子副議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 本市におきましては、暑さをしのげる涼しい空間、クールオアシスとして、現在、本庁舎をはじめとする公共施設77か所、スーパーやコンビニエンスストア、ドラッグストアなどに協力をいただき、施設・店舗83か所に設置しております。詳細な場所につきましては、市ホームページに掲載するとともに、すいたんエックスなどのSNSにて、適宜周知を図っているところでございます。

今後とも、クールオアシスのさらなる設置や周知をはじめ、熱中症対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 本日から2週間、国際環境NGOなどが連携して、世界の気候危機に対して、とめよう温暖化、として様々な気候アクションが行われています。本日、吹田市でも行いました。クールスポットは残念ながら浸透していないのではないかと思います。さらなる設置と気候変動対策への啓発を求めます。

次、行きます。生物多様性地域戦略はまだ策定をされていませんが、市内にある田んぼなどについても、希少種など多様な植物がいることを市民活動にて把握し、調査、保全を実施されています。吹田市域における生物の状況について、他部局との情報共有はどのように実施されていますか。

○村口久美子副議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 市内の動植物の生息・生育状況の把握につきましては、10年に1回調査を行い、その調査結果を取りまとめたすいたの自然を発行し、関係部局をはじめ、全庁で共有いたしております。

特に、本市の天然記念物であるヒメボタルや、オオキンケイギクなどの特定外来生物につきましては、適宜関係部局と協議をし、生息・生育状況について情報を共有しているところでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 このたび、実際、水田の近くで生物への配慮に欠けた除草作業がなされたとの御報告を受けました。

生物の多様性は、一度失ってしまうと再生は非常に厳しくなります。市長はよく御理解いただいていると思いますが、環境保全活動をしている市民団体等と連携して該当する事業等について改めて見直し、年度途中であっても、生物多様性に配慮した形に変更するなど検討が必要ではないでしょうか。

○村口久美子副議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 御指摘の除草作業につきましては、本市が行う農作業体験や学童農園事業用に供する水田に係るものでございます。農作物の健全な育成を第一に、害虫等の被害防止のため、農業者と相談した上で実施いたしました。

今後につきましては、農作物の生育に影響を及ぼさない範囲で、別途手法を検討してまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 令和5年の2月定例会でも生物多様性の質問をさせていただいてますけれども、担当部はその時点で既に生物多様性の地域戦略については保全のため重要との認識は示されています。広域的とおっしゃっていましたが、それなかなか現状進んでないということです。

市長は少し前ですが、全ての環境の上に成り立つというようなことも言われていたと思います。緑を守ることは気候変動対策にもつながります。やはり、まずは独自の地域戦略をつくる必要があるということを求めまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○村口久美子副議長 14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 大阪維新の会、川田です。発言通告に従い質問させていただきます。

まずは、経費面から見る自治体DXについてです。本市だけではなく、各自治体がDXに取り組んで

います。総務省も指針等を出すなど、大きく旗を振っている感があります。社会の一面を照らすと言われている広告、テレビ、新聞、ネット上ではデジタルを生かしての業務の改善や支援を促す内容のものが目立っている印象があります。もちろん、デジタルを生かして今後業務を一層進めてほしいと思っております。

そこで、まずお聞きしますが、改めてではありませんが、本市のデジタル戦略やDXを進める上で最も重視されていることなど、考え方を聞かせください。

○村口久美子副議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 昨年4月に情報化推進計画の後継として、デジタル政策1.0を取りまとめておりまして、長期的な目標として掲げている、人とつながる、すべての人にやさしいデジタルシティの実現、これが最も重視している考えでございます。

具体的には、行政サービスの利便性向上や人材と財産の無駄のない活用など五つのビジョンを柱としており、これらの目標やビジョンの下、関連する様々な取組を推進しているものでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 確かにそうかもしれません。

ただ、私個人から見ますと、若干違和感もあります。

といいますのも、私は前職は民間企業のサラリーマンでして、様々な場面でDX化に触れてきたというより、DXの波に飲み込まれてきたと思っています。ですが、その経験からしますと、DXを進める理由は、まずは、圧倒的に経費の削減であって、その後に働き方改革などの業務の効率化、成長分野や主力事業への人材の投入でありました。

当然に、自治体DXの第一の目的は、市民サービスの向上、業務の効率化等であることは承知しているつもりです。ただ、民間と異なるといっても、税金である公費を使用してDXを進め、初期投資やランニングコストがかさみ、市民サービスなどの見える部分での効果が薄い場合は、悪い言い方になってしまっていますが、税金を使って業務の効率化、職員の

業務を楽にさせているだけだと思われる可能性もあります。

本市はそんなことないと思っていますが、そこでお聞きします。昨年度、本市が策定したデジタル政策は、今後の職員体制に反映、関連はあるのでしょうか、お示してください。

○村口久美子副議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 デジタル活用によって生じる業務プロセス改善に伴う職員体制等への寄与といたしましては、デジタル政策1.0におきましても、ビジョンの一つに人材と財産の無駄のない活用ということを掲げております。

定数の減員やシフトといった人員数レベルの個別の測定には至ってございませんが、全庁に広く見受けられる効果で申し上げますと、紙を扱う手作業や電話連絡といったアナログ対応が減ることで、長時間勤務是正や企画立案等業務への注力につながっているものと考えております。

職員体制の検討に当たりましては、こうしたデジタル活用効果も含めた長時間勤務の状況なども考慮しているところでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 DXによって、少人数での業務を可能にし、人員を他部署へ振り分けるなどで安易に職員を充当することのないよう検討していただきたいと思っています。

私は、DXを進めて人員削減をすべきと言っているわけではありませんが、あくまで民間の発想からは理解し難い状態です。繰り返しますが、営利を目的とした民間企業と異なることは承知していますが、やはりそこには違和感を覚えます。これが民間であれば、DXを進めるに当たっては、人件費を抑えることで利益を生み出し、その利益を事業に投下するものであります。役所の仕組みと異なると言ってしまうかもしれませんが、一方で別の観点からになります。本市のデジタル戦略は、デジタル政策室を司令塔として進めていると思われませんが、庁内のほかの部局でのDXへの反応はいかがでしょ

うか。大切な利益金を使ってDXを進める以上、それこそ、どの部局も取り残さない視点が必要だと思います。

そこでお聞きします。各部局からデジタル関連についての予算要望等があるかと思いますが、その結果検証はどのように行っているものなののでしょうか。お聞かせください。

○村口久美子副議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 各所管におけるデジタル化関連の取組の予算化に当たりましては、デジタル化計画書の提出を受け、業務量や経費の削減等も含めた効果や費用面の妥当性などを確認した上で、実施可否等を判断し、予算査定を行っております。

また、取組の実施後には、各所管による効果等の検証、評価、見直しを実施しておりまして、デジタル政策室において取りまとめてホームページで公表をいたしております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 ありがとうございます。

私も会社員として経験がありますので、予算要望は、ある意味で言いやすい面もありますが、その効果と是非を含めた検証は難しいものがあると理解しています。ただ、自治体DXの成否は、新たなデジタル技術の習得よりも、庁内全部局ごとの意識にかかっていると思います。

本市では、各部局へDXへの意識、例えば、各部局に応じたDX化を進めなければならない理由などを説明したりする何か取組などは行われていますでしょうか。ありましたら、その内容をお聞かせください。

○村口久美子副議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 毎年度、予算編成等のタイミングに併せてデジタル政策1.0の周知に努め、デジタル活用の意義や方向性についての意識共有を図るとともに、デジタル化計画書の作成や精査のプロセスを通じて費用対効果の観点の重要性について意識向上を図ってございます。

また、集中的に取り組むべき課題として、窓口D

Xにつきましては、窓口部門を含めたワーキンググループにおける協議を重ねながら検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 私の身近な同僚議員は、デジタルに詳しく、アナログな私は日頃から助けてもらってます。そんな私でも、今後、デジタルの世界はますます進化するとは理解しております。現在は、デジタルの過渡期だと思っていますが、そんな中で本市のデジタル政策は、手段と目的で言いますと、自治体DX自体が目的になっていないか、そんなふうに考えています。

今回、この自治体DXを取り上げるに当たり、考えれば考えるほど自治体にはDXはなじまないのではないかと思ってしまうこともあります。先ほども申しましたが、DXを外部に委託すれば、導入コストが発生し、ランニングコストもあります。さらに昨今では、数年前と比較してDXに係る費用が大幅に上昇しているとメディア等で報じられています。貴重な税金という面からは、やはり目に見える経費面での効果が見えなければ、市民としては納得しないのではないのでしょうか。ペーパーレス化やスマートな市役所にも新たなコストが発生します。

例えば、市民や事業者が来庁することなく手続きが可能になったが、経費はかかり、収支は厳しくなりました。それでは受け入れ難いものもあります。

総務省の自治体DXの考え方には、経費面が見当たりません。誰一人取り残さない、人に優しいデジタル、デジタルで業務プロセスの見直しなどをうたっていますが、だからといって、本市も国の方針に従うだけでは、今後は通用しないと考えます。

本市の独自の考え方を期待しますが、引き続き、自治体DXを進める上で、経費面での効果や検証についていかがお考えでしょうか、お聞かせください。

○村口久美子副議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 まずは、個々の取組ごとに計画から評価、改善までの一連のPDCAサイクルにおきまして、費用面も含めた観点もより意識し

た上で、立案、執行、見直しに各所管が責任を持って取り組めるような働きかけに努めてまいりたいと考えております。

また、デジタル政策全体として各ビジョンがどの程度達成されているかにつきましては、市民アンケート等も含め、評価、検証を行う予定といたしております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 我が会派の代表質問からは、令和6年度の決算は厳しい数字が出ていると指摘されています。

ただ、今後もDXを進めるに当たっては、収支のよい、悪いにかかわらず、先ほど御答弁いただきましたとおり経費面での視点で見た自治体DXもぜひお願いいたします。

人とのつながりや思いやりなど、多分にアナログな面を私は好みます。役所こそ最後までアナログな面が残っていてもよいのではないかと思うこともあります。ただ、やはり時代と世の中の環境の流れには抗えないと考えています。ぜひ、経費面という部分も含めて、より一層御検討をよろしくお願いいたします。

続いては、公園内におけるペット等に起因する意見、要望と対応策についてです。

これまでも、この議会にて多くの意見や要望がありましたが、十数年以上前からこの問題は存在していることから、かなり根の深いものであると認識しています。

そこで、まずお聞きしますが、令和6年度で本市が把握している公園内におけるペット等に起因する主な意見などをお聞かせください。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 令和6年度（2024年度）、年間約2,500件の要望等のうち、ペットに関するものはおおむね30件程度でございます。

主な内容としましては、ふんの放置、リード外し、早朝夜間の鳴き声、犬同士のけんか、ブラッシング時の毛の飛散などでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 非常に難しい面があるかと思っておりますが、なかなか抜本的な解決に至らないケースがあるかと思っています。

近年では、ペット、特に犬を飼う家庭は全国的には減少傾向だと言われていますが、家族の一員としての存在がむしろ増していくものと思われます。先ほどの御答弁では、公園内のペットにおける市民から寄せられる意見の多くは、犬に関するものが多いと思われる。犬を飼っていらっしゃる方から見れば、散歩のときなど、公園など一定広い場所でルールを守った上で遊ばせてあげたいと思うのは理解できます。

しかし、公園の多くの利用者から見れば、逆の考えになり、両者が共存することは難しく、ゆえに解決が図られない状況が続くことになります。

そこでお聞きしたいのですが、本市におけるいわゆるドッグランの状況はいかがでしょうか。ドッグランについてもこの議会でも多くの同僚議員が取り上げられており、また公園を整備していく中でも、各自治体で設置例の一つとして挙げられています。改めてですが、本市の状況をお聞かせください。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 ドッグランにつきましては、社会実験を重ねる中、利用された多くの方が常設を希望されており、設置に係るニーズが高いことは認識しております。これまで、魅力向上事業の社会実験において、各公園でドッグランを実施してまいりましたが、様々な課題が見つかり、現時点では具体化の検討にまで至っておりません。

引き続き、魅力向上事業の内外で実現の可能性について検討を進めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 私の住む江坂地区でも犬を散歩させている方を多く見かけます。市内の中でも、公園面積が比較的小さいエリアと思われ、もし江坂

公園、豊津公園などにドッグランがあれば喜ばれると想像します。実際ドッグランについて設置してほしいとの要望を私自身、複数の方から受けています。

ただ、その公園そのものが狭く、現実的にはほかの公園よりも課題が多いことは容易に想像ができます。

そこで御提案ですが、江坂公園の地下にあって、使われていない地下駐車場にドッグランを設置してはいかがでしょうか。屋内型であれば、犬の鳴き声、臭いなどの問題も幾分解決しやすくなります。屋内型のドッグランの設置事例もあります。課題も含め、本市の見解をお聞きます。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 江坂公園地下駐車場の利用にしましては、公園の魅力向上事業検討時のサウンディングにおいて、活用方策のための調査、検討や施設撤去にコストがかかるため、具体的な活用意向がありませんでした。

地下駐車場の再利用には、消防設備、換気設備、ライフラインなどの改築、改修を行う費用があり、相当額の費用が必要であることから、公園再整備の時点で利用を断念し、現在は密閉空間としているものでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 確かに実際にささか突拍子もないことかもしれませんが、例えば江坂公園の地下に他市にあるような民間によるドッグランを誘致することができれば、有料にはなりますが、ペットホテルやトリミング、しつけ教室なども併設した施設となれば、江坂地区の魅力向上にも資すると考えます。本市には、柔軟な発想を持って一層取り組んでいただきたいと思います。

一方で、本市では、これまでドッグランについて千里北公園等で社会実験を行ってきていますが、ドッグランにおける指針や考え方などを示すことが必要なのではないかと考えます。他市事例も含めて御見解をお示しください。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 ドッグランに関する指針に関しましては、東京都港区で区立公園におけるドッグラン設置の基本的考え方を作成しておられます。

設置検討に当たっての条件として、1、ドッグランの標準面積を確保。2、当該公園利用者の理解。3、近隣住民の理解の3点が定められております。本市としても、今後、このような事例を参考にしながら、柔軟な発想と丁寧な検証、検討を併せ持つて、ドッグランの設置の検討を進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 ありがとうございます。

様々な課題があり、簡単なことではありませんが、一定程度の要望があることも事実であります。人とペットとの共生は聞こえはよいですが、難しい面もあります。公園におけるペット等に起因する様々な意見や要望を生かし、多くの市民が納得することを期待します。

そのような中で、例えばドッグラン一つ取ってみても、市民からまとまった要望があれば、その対応ができるよう、指針や考え方を明文化して整えていただければと思います。ペットに優しいまち吹田をアピールできれば、本市にまた新たな魅力が増すこととなります。ぜひとも多くの方が楽しめる公園を目指して取り組んでいただけるよう、よろしくお願いいたします。

続いては、民泊及び特区民泊についてです。

御存じのとおり、インバウンド需要などから近年、いわゆる民泊に関する件がメディア等で指摘されています。

ただ、そのほとんどがネガティブな面であることから、市民から見れば不安に感じることは当然だと思います。実際、本市の現状を教えてほしいといった問合せが私にも寄せられています。

そこでお聞きしますが、本市における民泊の登録件数と現在の状況、把握している懸念点等があればお聞かせください。

○村口久美子副議長 保健所長。

○松林恵介保健所長 現在、本市において住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業、いわゆる民泊の届出施設は19件ございます。

届出施設には定期的に立入調査を実施し、宿泊者の衛生、安全の確保並びに周辺地域への悪影響の防止のために配慮すべき事項について事業者から直接聞き取りを行っております。

届出施設においては、法律に規定する措置は十分になされており、衛生、安全の確保、ごみの処理や騒音に関するトラブルはこれまで確認しておりません。

以上でございます。

○村口久美子副議長 14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 報道等では、いささかセンセーショナルになりがちで、特に大阪市などで問題になっているごみ捨てのルールや騒音の問題は、本市では特にないことが分かりました。

ただ、今後どのような状態になるか分かりません。引き続き、状況の把握に努めていただきたいと思います。

一方で、特区民泊について、これも話題になっています。今のところ本市では実施しておりませんが、そのお考えは今後も変わらないのでしょうか。その理由も含めてお聞かせください。

○村口久美子副議長 保健所長。

○松林恵介保健所長 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業、いわゆる特区民泊は、市民の住環境の悪化は避けなければならないとの方針の下で実施しておらず、今後もこの方針は変わりません。

以上でございます。

○村口久美子副議長 14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 ありがとうございます。

私自身も、いわゆる特区民泊については、例えば、現状では外国人投資家による不動産取得が進む素地になりかねないなど住環境を脅かすだけではなく、運用の面で問題があると思っています。本市の考えに賛同します。

ただ、昨今の需要を見ますと、民泊事業そのもの

を否定することはできないと考えます。宿泊というインフラが需要に追いつかない中では、大いに役割を果たしているのも理解できます。結果として、大阪市が中心ではありますが、多くの旅行者を受け入れることができ、現在の活況を呈していると思います。

制度の網の目を擦り抜けた問題や常時管理の問題でどうしてもネガティブになってはいますが、本市に宿泊客が来られ、市内で飲食をし、70年万博の万博記念公園やサッカー観戦などで訪れる方が増えれば、経済面でも効果はあります。運用面での見直しや環境の整備いかによっては、新たな取組や判断も必要になると思われます。

引き続き、国の状況や市民感覚を注視し、時代に合わせ柔軟に対応していただきたいと思います。私の今定例会の質問にさせていただきます。

○村口久美子副議長 定刻が参りまして、しばらく会議を続行いたします。

○村口久美子副議長 議事の都合上、しばらく休憩いたします。

(午後2時46分 休憩)

○矢野伸一郎議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き質問を受けます。5番 久保議員。

(5番久保議員登壇)

○5番 久保直子議員 参政党の久保直子です。個人質問をいたします。

1、教育、先生と子供たちの学校生活のために。外国人児童、生徒の増加への対応について質問いたします。

現在、政府の進める移民政策において、市民から不安の声を頂いています。日本の学校現場における外国人移民問題では、在留外国人の子供たちの増加に伴い、日本語指導が必要な児童、生徒の増大、日本語を理解できていないことによる不就学、支援体制の不足といった課題があります。自治体によって

はこれで学校行事ができなくなったりと深刻な状況も伺っております。

本市の外国人の児童、生徒と日本語指導が必要な児童、生徒、日本語指導担当教師の人数、過去5年間の推移と子供の国籍をお答えください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 本市における外国にルーツのある児童、生徒数は、令和3年度(2021年度)では162名、令和7年度(2025年度)では271名となっており、過去5年間で109名増加しております。

その中でも、中国にルーツのある児童、生徒が7割を占めております。次いで韓国、朝鮮が多く、そのほかには、ベトナム、インドネシアなど24か国にまたがっております。

日本語指導を必要とする児童、生徒は、令和3年度では36名、令和7年度では138名となっており、102名増加しております。日本語指導担当教員は、令和3年度では2名、令和7年度では5名となっており、3名増加しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 5番 久保議員。

(5番久保議員登壇)

○5番 久保直子議員 日本語指導が必要な児童、生徒の現状、学校での受入れ、教育上の課題についてお答えください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 本市では、日本語指導が必要な児童、生徒の急な転入が増加しており、その都度、当該校に日本語指導教員や通訳者を派遣しているものの、学校生活の中で、教員と当該児童、生徒のコミュニケーションが円滑に進まない現状もございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 5番 久保議員。

(5番久保議員登壇)

○5番 久保直子議員 日本語指導が必要な児童、生徒数が4年で4倍、受け入れる学校の先生方の日々のやり取りは相当だと思われます。全市にまたがる日本語担当教師が5名とのことですが、日本語指導教員や通訳者の配置は足りているのでしょうか。

また、コミュニケーションが円滑に進まないとい

う厳しい現状への解決策についてのお考えをお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 日本語指導教員や通訳者による支援につきましては、1名の児童、生徒に対しまして、おおむね週に1回ずつ実施しておりますが、それを補う形でA I 翻訳機を導入しております。A I 翻訳機は常時通訳が可能になるとともに、保護者の対応にも活用でき、教員の負担軽減につながります。

今後は、このA I 翻訳機の活用の幅を広げ、日本語指導が必要な児童、生徒、保護者、そして指導に当たる教員の支援を行ってまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 通訳の方が週に一度、日本語指導教師も週に一度ということですが、転入したばかりの頃など子供も保護者も学校生活になじめていない初期の1週間などは、集中的に通訳者が必要だと思われます。現実には通訳者の拡充を求めます。

また、A I 翻訳機の台頭で、外国人児童、生徒及び保護者、教師、そしてクラスのみんが円滑にコミュニケーションが取れるということ、これはぜひ推し進めていただきたいことですので、必要な予算の確保を求めたいと思います。

本来であれば、家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられることになり、結果、学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大しています。外国人の児童、生徒の増加への対応として教育委員会だけでなく、市長部局と連携した対応は進んでいるのでしょうか。本市の外国人の5年前と最新の人口と日本在留の目的、就学していない児童、生徒数をお答えください。

○矢野伸一郎議長 市民部長。

○大山達也市民部長 まずは、市民部から御答弁申し上げます。

本市にお住まいの外国人の人口及び在留資格につきましては、5年前の令和2年（2020年）9月1日時点で5,424人、在留資格は、特別永住者と永住者

を除くと留学が最も多く、続いて技術、人文知識、国際業務となっております。

同じく、本年9月1日現在では7,754人で、留学が最も多く、続いて、技術、人文知識、国際業務となっております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 続きまして、学校教育部から御答弁申し上げます。

外国籍児童、生徒の就学状況につきまして、令和6年度（2024年度）では、学齢相当の外国人のうち、児童17名、生徒6名の計23名からの申告がなく、就学状況が不明となっております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 本市の外国人は現在約8,000人、そして就学状況が不明な方の中には、実態がない方もおられるとのこと。本市の外国人の現状と課題についてお答えください。

○矢野伸一郎議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 本市の外国籍市民の現状といたしましては、在住者の増加に伴い多国籍化が進み、相談支援内容が多様化、複雑化していることが課題となっております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 外国人の増加に伴い多国籍化が進み、相談支援内容が多様化、複雑化していることが課題となっている中、様々な支援をしていることですが、日本語の習得、日本で暮らすためのルールやマナーの習得、日本の伝統や文化を学ぶためのカリキュラム、子供の居場所づくり等の取組はあるのでしょうか。

○矢野伸一郎議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 コミュニケーションや日常生活の支援等の一環といたしまして、日本語教室では、有資格者が講師のクラスや地域住民との交流を通じて学ぶクラスをそれぞれ週1回から2回実施し

ております。カリキュラムには、お正月などの日本の伝統行事やごみの分別などの生活に必要なルール等も含んでおります。

また、外国にルーツがある子供の放課後の居場所及び学習支援の場を週1回設けております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 日本で暮らす上で必要な法律や礼儀を守り、気持ちよく暮らすためにお互い協力できるよう、今後も御尽力いただきたいと思います。また、日本の歴史や伝統文化に触れていただき、共に本市の財産、よさを守りたいと思う心情を育む教育を、子供だけでなく大人にも実施していただきますよう求めます。また、日本語を話すということで、日本人の心への理解がより一層深まるため、さらなる日本語教室の充実を求めます。

しかし、自治体が違えば、本市に先行した問題が非常に深刻化しております。治安を守ることが、自治体の責任ですので、情報収集に努めていただくよう求めます。

次に、子供を育てることが喜びとなる社会について質問いたします。

第5次吹田男女共同参画プランにおいて、男女共同参画社会の実現に向けた意識改革として、男は仕事、女は家庭と思う市民は、ここ5年間で10%ほど減り、それは改善されたと評価され、3年間でさらに減らす目標を掲げておられます。

意識改革がなされ、共働き世帯が増え、保育園や留守家庭児童育成室の需要の増加は、男女がともに個性や能力を発揮できる社会になってきていると本当に言えるのでしょうか。

女性の活躍の場は外へ働きに行き、結婚、出産後も働き続けることであるという意識を今後も進めるという方針であるということでしょうか。働く女性が増えることで、起こり得る社会課題は何だと思われますか。

○矢野伸一郎議長 市民部長。

○大山達也市民部長 吹田男女共同参画プランでは、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社

会の実現を目指しております。性別による固定的な役割分担意識を解消し、誰もが希望する生き方を自由に選択できることが重要であることから、本プランは、特定の働き方を促すものではなく、多様な選択を尊重することを基本としております。

また、働く女性が増えることで想定される課題といたしましては、育児休業、介護休業制度の充実や多様な働き方への支援、仕事と子育ての両立のための保育環境等の整備、男性の家事、育児、介護への参画促進などが考えられます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 市民に、男女共同参画に関する意識啓発や教育の推進に取り組んでいる一方で、家事や育児を負担に思わず、急速な少子化の進行を食い止めるために、子育てが喜びとなるための市民への啓発や教育として、どんなことがなされているのでしょうか。

○矢野伸一郎議長 市民部長。

○大山達也市民部長 まずは、市民部から御答弁申し上げます。

第5次吹田男女共同参画プランの男性の家事、育児、介護への参画を促進する環境の整備や家庭における男女共同参画の効果的な啓発活動の推進の取組として、性別を問わず、誰もが家事や育児に参加できるよう、意識啓発や子育てに関する講座等を実施しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 学校教育部からも御答弁申し上げます。

各校におきまして、子供を育てることの意義を学ぶ授業といたしまして、家庭科では、乳幼児の発達や生活の基礎を学ぶ中で、子育ての大変さと喜びを理解する機会を設けております。また、キャリア教育では、仕事だけでなく家庭生活の両立や男女が共に子育てに関わる社会の在り方を学び、将来の生き方を考える力を育成しております。

さらに、特別の教科道徳では、命の尊さや支え合

いの大切さを学ぶことで、子供を育てることの意義への理解を深める授業に取り組んでおります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 子供を育てることへの意義への授業を深めているということですが、少子化を食い止めるため、また子育てが喜びとなるため、教育は何より大切です。市民部、教育部、委員会ともに大事な視点を加えていただきたいと思います。

それは、私たちの命は命の連続性の中にあり、誰一人としてお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんがいらない人はいないという教育です。自分だけの人生だと考えるのか、先人が生きてきた歴史を知り、次世代に命をつなぐんだという意識を持てるのかで自分の人生の向き合い方も、子供へのまなざしも、先人への感謝の念も変わります。吹田市や日本を守るという意識が入り、軸ができます。日本の歴史や伝統を知り、たて糸を重んじた教育を進めていただく取組をプランやカリキュラムに入れていただきますよう求めます。その意識がなければ、少子化は食い止めることはできません。

吹田市こども計画ニーズ調査では、仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れない、子育てに係る出費がかさむ、子育てによる体の疲れが大きい、の割合が高く、子育てによる時間的、経済的、身体的な負担で悩みを抱える保護者が多いことがうかがえます。子育て世帯において、経済的支援に係るニーズが高い状況の中、本市で世帯の所得にかかわらず、子育て支援及び少子化対策に資する取組として、全ての子育て世帯の経済的支援を本市で進める必要があると思いますが、いかがでしょうか。副市長の見解を求めます。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 まずは、担当からお答え申し上げます。

本市では、今年度から計画期間とする吹田市こども計画に基づき、子育てや教育に関する経済的負担の軽減策として、児童手当のほか子供医療費助成の対象拡充や所得格差による学び、経験の機会の差を

解消するための習い事費用助成、小学校・中学校就学援助費制度などを実施しているところでございます。

引き続き、本市の子育て世帯における様々なニーズに対し、総合的な視点から各種事業を推進してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 本市の子育て世帯への経済的支援につきましても、国の制度を基本としつつ、各種助成制度等により各世帯の状況に応じて必要な手当や支援に努めているところでございます。

引き続き、本市の子供政策全般にわたり、全庁横断的な体制の下、各種施策に取り組むとともに、全ての子供や若者、子育て当事者に対し、ライフステージに応じた総合的かつ効果的な事業展開を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 共働き世帯ではない人、保険診療の病院に行かない人、習い事に興味がない人等、対象外になり得る事業ではなく、全ての子育て世帯に行き渡る事業を打ち出していただきますよう求めます。

また、子育て世帯の声として、子供を遊ばせる場所がない、トイレ設備の充実などが求められています。市内の公園のトイレのうち、おむつ交換できる設備は幾つでしょうか。また、トイレの改修状況をお答えください。さらに、赤ちゃんの駅の登録状況もお答えください。

○矢野伸一郎議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 まずは、土木部から御答弁申し上げます。

現在、市内に58か所ある公園トイレのうち、10か所で乳幼児用おむつ交換台を設置しております。引き続き、主要8公園や避難地指定公園、地域のニーズが高い公園については、トイレ整備時に乳幼児用おむつ交換台やベビーチェアの設置の検討を進め、あわせて、より清潔で良好な管理を目指したいと考

えております。

トイレの改修状況は吹田市公園便所基本計画、トイレプランに基づき進めており、令和5年度に新設1か所、令和6年度に新設1か所、更新5か所工事を実施、令和7年度は更新3か所を工事予定でございます。

引き続き、年二、三か所のペースで更新工事を進める予定でございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 次に、児童部からお答え申し上げます。

本市の赤ちゃんの駅登録事業では、授乳及びおむつ替えの両方ができる施設を登録要件としており、登録施設は公共施設と民間施設、合わせて113施設でございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 今後も、各種施策に取り組む際には、市民の声を重んじていただくよう求めます。

次に2番、食と健康、市民の食料確保のために。お米の産地との農業連携協定について質問します。

昨年の秋、内閣府の世論調査で物価上昇が一番の問題であるという回答結果でしたが、今後も物価は上昇し続けるようです。特に今年は令和の米騒動が市民の暮らしを不安にさせました。政府の長年にわたる減反制度が大きな原因であり、国策が変わらなければ課題は解消されず、食料問題はなくなるという非常事態です。自治体としてできることは何でしょうか。生きることに直結する食料の安定確保に向けた本市の課題をお答えください。

○矢野伸一郎議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 食料の安定確保に向けた課題につきましては、本市特有のものではなく、日本全体が抱えておりますことから、政府の食料政策や農業政策などを通じた解決が必要であると考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 政府頼みでよいのでしょうか。

令和5年11月の私の個人質問において、都市部である本市が農村と連携しながら物価高騰の中での食料確保を市民の命と健康を守るため、国や府に依存することなく市長のリーダーシップの下、進めていただきたいと要望いたしておりました。

農家さんが安心して農業をするためには安定した出口が必要です。本市のような食料自給率が1%にも満たない都市部が農村部の農家さんと連携し、システムをつくることです。また、生産地と消費地の農業連携で、業者の買占めや農家さんの高齢化、跡継ぎ不足に歯止めをかけ、我が国の第一次産業を守ることができます。

実際に食料問題に直面した今、お米の産地との農業連携についての市長の見解をお聞きます。

○矢野伸一郎議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 まずは、担当より御答弁申し上げます。

米の産地との連携につきましては、米の確保や生産者の顔が見えるなど、食の安心、安全につながる反面、新たな販売流通網の構築や既存の市内小売事業者への影響などの課題もありますことから、慎重な検討が必要と考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 生産者と消費者を直接つなぐという考え方は、以前からございます。今も、産直というスタイルが見られます。

しかし、国全体の流通においては、卸事業者等を経る大規模な物流システムが主なものとなっております。一部生産者と消費者をダイレクトにつなぐことは、その収益性を支える上で一定の効果はあると思います。

本市として、第一次産業を支えるどのような具体的な方法があるのか、今回の米の問題を機に考えてみたいと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 5番 久保議員。

（５番久保議員登壇）

○**５番 久保直子議員** 市長の御答弁で、今回のお米の問題を機に考えていきたいという前向きな御答弁を頂きまして、食料確保のために自治体独自の対策が始まるのではないかと思います、とても今、うれしいなという気持ちであります。ぜひよろしく願いいたします。

次に、学校給食で健康支援について質問いたします。

令和７年５月定例会において、市会議案第13号、国による学校給食無償化に際し、給食の質や量を確保するための十分な予算措置等を求める意見書が全会一致で可決されました。

物価高騰は今後も止まらないであろう現状の中、給食の質や量が低下することがないように、かつ地産地消の推進など食育を進めるための質の高い給食を安定的に提供できる体制を構築するため、どのような取組がなされようとしているのか、教育長の見解をお聞かせください。

○**矢野伸一郎議長** 学校教育部長。

○**井田一雄学校教育部長** まずは、担当より御答弁申し上げます。

物価が上昇する中で、今年度は食材費の値上がり分を公費で補助することにより、給食の質や量が低下することがないように努めております。

主食につきましては、安定的な供給が可能である大阪府学校給食会から調達し、副食に係る給食用食材は、その種類に応じて、年間または学期の契約を締結するなど安定的な食材の確保に努めているところでございます。

また、吹田近隣で収穫された新米を全校で複数回使用しており、この使用回数もさらに多くなるよう、ＪＡ北大阪とも連携を図りながら地産地消の取組も進めております。

以上でございます。

○**矢野伸一郎議長** 教育長。

○**大江慶博教育長** 物価高騰や地産地消の推進については、ただいま担当から御答弁させていただいたとおりでございます。

学校給食における食育ですが、まずは栄養 balan

スの取れた給食を提供し、それを生きた教材として活用することにあります。

本市では、引き続き安定的な食材確保に努め、児童、生徒が給食を通じて多種多様な食材に対する理解を深め、何より楽しみながら食と健康について正しい知識を得ることができるよう給食の提供を目指してまいります。

以上でございます。

○**矢野伸一郎議長** ５番 久保議員。

（５番久保議員登壇）

○**５番 久保直子議員** 学校給食部では、先進自治体への視察や調査、研究をされたというふうに伺っております。今後も前向きな研究を求めてまいります。

３番、地域守り。吹田市民の生活を守るために。太陽光パネル廃棄問題について質問いたします。

本市は、ゼロカーボン宣言を行い、再生可能エネルギーの活用、太陽光パネルや蓄電池のさらなる普及促進を図っているところですが、市民、事業者に向けた取組、公共施設による取組の内容をお答えください。

○**矢野伸一郎議長** 環境部長。

○**道澤宏行環境部長** まず、市民、事業者への取組といたしましては、それぞれ大阪府、ＮＡＴＳ４市と連携をし、市井価格より安価に購入が可能となる共同購入事業を実施しております。

次に、公共施設における取組といたしましては、施設の新設及び大規模改修時に順次、太陽光パネルの設置を進めております。

以上でございます。

○**矢野伸一郎議長** ５番 久保議員。

（５番久保議員登壇）

○**５番 久保直子議員** 太陽光パネルの設置を進めるということですが、普及の割には規制が弱いと、何の備えもせず推し進めてよいはずはありません。

自然を活用した地球温暖化対策への貢献を強調していますが、その一方で、釧路湿原や阿蘇の山々の日本の美しい自然の破壊、中国製太陽光パネルの国防に関わるサイバー攻撃、外資等の悪徳業者による無責任な再エネビジネス等の問題が浮上しているのは御存じでしょうか。

実際、資源エネルギー庁によれば、住民から再エネの相談が1,180件寄せられ、そのうち1,100件が太陽光発電に関するものであり、廃棄や維持管理、周辺環境への影響など多岐にわたり、地域社会における不安の広がりを示しています。太陽光パネルには、鉛やカドミウムなどの有害物質が含まれているものもあり、廃棄の仕方によっては土壌や水質の汚染につながるリスクがある中、現在、パネルの廃棄やリサイクルに関する制度は発展途上です。

太陽光パネルは、日本国内に約300万件あります。本市では何件ありますか。そのうち公共のものは何件でしょうか。

○矢野伸一郎議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 資源エネルギー庁の公表では、本当市域の太陽光発電システム導入件数は、本年3月末時点で5,456件でございます。また、公共施設は110件でございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 太陽光パネルは、永久に使えるものではなく、一般的な寿命は20年から30年とされています。FIT制度の終了、縮小に伴い、今、日本中で増え続けている太陽光パネルが寿命を迎える2032年問題では、所有者不明や倒産によって放置される太陽光パネルの増加が懸念されています。

特に太陽光発電設備の廃棄には高額な費用がかかるため、廃棄費用の積立てが不十分なまま撤退した場合には、撤去処理費用が自治体や市民に転嫁されかねません。FIT制度下で認可された太陽光発電設備のうち、事業者の倒産などによって管理主体が不明となった設備が全国各地で放置されているとの指摘があります。こうした設備の件数や所有者の移転、事業者の変更等の所在などについて、本市は把握しているかお答えください。

○矢野伸一郎議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 本市における管理主体不明の太陽光発電設備の件数や所在につきましては、把握しておりません。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 把握していないということですが、他の自治体で起こっている廃棄問題に注視し、まずは把握していただきますよう求めます。

環境に配慮した経営を実践するため、省エネ・省資源活動に取り組む吹田市環境まちづくりガイドラインに沿って、太陽光パネル等購入者には、グリーン購入に取り組ましようと呼びかけていますか。

○矢野伸一郎議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 吹田市開発事業の手続等に関する条例に規定する大規模開発事業者に対しましては、吹田市環境まちづくりガイドラインに沿って、太陽光発電設備の設置の有無に限らず、グリーン購入法適合品などの環境に配慮した製品の採用を求めています。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 購入者が環境負荷を考え設置できるよう、また、事業者が社会的責任の遂行に努めるよう求めます。

予想廃棄量の把握と廃棄計画、以上の懸念事項について、市長の見解をお答えください。

○矢野伸一郎議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 まずは、担当より御答弁申し上げます。

まず、太陽光パネルの予想廃棄量につきましては、国において、都道府県別の廃棄量調査が実施されており、その結果を基に本市の廃棄量を推計することは可能でございます。

次に、廃棄計画につきましては、各設置事業者が作成されるものと認識しており、その情報につきましては、本市では把握いたしておりません。

廃棄等の適正化につきましては、国において既に平成28年（2016年）にはガイドラインが策定され、今後、新たな法制度が検討されているところでございます。

今後とも、市民、事業者等に対し、パネルの適正廃棄等について適宜適切に周知啓発を図ってまいり

ます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 ただいま担当からの御答弁のとおり、太陽光パネル廃棄物の処理については、環境省としても適正化の検討を進めておりますが、策定したガイドラインのみならず、新たな仕組みの必要性を感じているところでございます。

我が国は、サーキュラーエコノミー、いわゆる循環型の経済社会を目指しておりますが、その考え方は、製品の設計段階から再利用やリサイクルを念頭に置くことが前提とされております。御質問のような懸念が生まれないよう、また課題への適切な対応について環境省とも情報連携を行い、取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 情報の連携ということで、よろしく願いいたします。

廃棄問題は、太陽光発電や再エネに賛成とか反対とかいうものではなく、全ての人においてどう後処理するかという問題でございますので、立つ鳥跡を残さずで進めていただくよう求めます。

最後に、物価高騰と再エネ賦課金について質問します。

市民の皆さんの月々の電気代にも再エネ賦課金がか乗せされていますが、知らない方も多いのではないのでしょうか。物価高騰で日々の暮らしが苦しい中、国民が再エネ賦課金として毎月約1,200円、年間で約1万,5,000円を負担しているのが現状です。

FIT制度とは、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定期間、国が決めた価格で買うことを約束する制度であり、そのコストを国民が負担しております。再エネ賦課金は強制的な徴収ですから、税金のようなものと言ってよいでしょう。

物価高騰で市民の生活が苦しい中、吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画において、太陽光発電システム導入を推進している本市は、市民に負担を強

めている再エネ賦課金の説明責任を果たしているのでしょうか。

○矢野伸一郎議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、平成24年（2012年）再生可能エネルギー普及促進のため、国が定めた制度であり、これまで国はウェブサイトやプレスリリースなどを通して、賦課金の単価、算定根拠、使途等について周知を行ってきました。

本市におきましては、本制度につきましてホームページ等では特段説明はしておりませんが、さらなる再生可能エネルギー導入を進めるに当たり、説明の要否、効果的な説明方法について調査研究してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 説明はしていないということです。

今後も、再生可能エネルギー導入を進めるのであれば、再エネ賦課金や廃棄問題等の様々な問題について、市民に説明責任を十分に果たしていただきますよう求めまして、私の個人質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 26番 澤田議員。

（26番澤田議員登壇）

○26番 澤田直己議員 自民党吹田・無所属の会の澤田直己です。個人質問を始めます。

万博記念公園駅前周辺地区活性化事業の一体的な計画に基づく環境影響評価の実施等を求める意見書に対する大阪府や事業者の対応について質問をさせていただきます。

本市議会は、本年7月に万博記念公園駅前周辺地区活性化事業の一体的な計画に基づく環境影響評価の実施等を求める意見書を全会一致で可決し、大阪府に提出いたしました。その後、この意見書に対して大阪府から回答、説明等のような反応があったのかお答えください。

○矢野伸一郎議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 本年7月に本市議会から万博記念公園駅前周辺地区活性化事業の一体的な計画に基

づく環境影響評価の実施等を求める意見書が提出されて以降、大阪府から意見書の内容を踏まえた環境影響評価手続に関する連絡はいただいております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 26番 澤田議員。

（26番澤田議員登壇）

○26番 澤田直己議員 何も回答がないということでした。

本事業のABCハウジング千里住宅公園跡地、以下「保留地」、は公募要項で必ず利用することとされた根幹的なエリアであります。その利用計画がアリーナ開業まで先送りされているのではないかとの懸念があります。こうした対応は、保留地を切り離して単独で環境影響評価を行うことを可能にしているという指摘もあります。

さらに、保留地を含めて一体的に環境影響評価を行えば、工期が一定程度遅れる一方、切り離して進めれば、アリーナは現行計画どおり完成するため、これが計画を見直さない背景になっているとの見方があります。

市としてこれらの懸念や指摘をどのように認識しているのかお伺いします。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 まずは、都市計画部から御答弁申し上げます。

令和7年（2025年）1月15日に、事業者はABCハウジング千里住宅公園跡地を保留地としてこれを除外した計画で大規模開発事業構想届出書及び環境影響評価提案書を提出しました。

その際に、大阪府及び事業者に対して保留地も含めた一体の計画として手続を行うよう強く求めましたが、保留地の代替案の検討には時間を要するため、保留地を除外し、アリーナの早期開業を目指すとの見解が示され、手続が開始されたものです。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 環境部からも御答弁申し上げます。

いわゆる保留地の計画は、本事業に係る全ての工事が完了する前に決定する見込みであり、その場合、

本事業に組み込むこととなり、保留地の面積の大きさなどから環境に与える影響は大きいと予想されるため、保留地を含め全事業計画地に対して環境影響評価の全ての手続を再度実施する必要があると想定しております。

事業者は、その点について十分に理解した上で手続を進めているとともに、今後のスケジュール等の検討を行っているものと認識いたしております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 26番 澤田議員。

（26番澤田議員登壇）

○26番 澤田直己議員 要は、まずはアリーナを計画どおり開業させるために保留地の活用案をあえて示さずに先送りをしている。結果として、再度の環境影響評価は、どちらにしろ避けられないけども、アリーナだけは予定どおり完成させられる、そのように理解をしました。

ただ、この進め方は地域住民の理解と信頼を大きく損なうものであります。本市議会としては、既に大阪府へ意見書を提出しておりますが、反応は何もないとのことですので、さらに強いメッセージの発信を検討していきたいと思っております。

次に一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団、以下「老健」への運営費負担金の支出についてお聞きします。

本市の外郭団体である老健の経営が悪化し、事業継続が困難となったことから、9,000万円の運営費負担金を市の一般財源から拠出する予算案が提案されていますが、そもそもの経営悪化の具体的要因は何でしょうか。

参考資料には、社会情勢や経営環境の変化と抽象的に記されていますが、利用者数の推移、人件費や物価高騰、制度改正など、どの要因がどれほど影響しているのか具体的な分析をお示しください。また、負担金を9000万円とした根拠もお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団が指定管理者となっている吹田市介護老人保健施設の令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの直近5か年の平均入所者数

は、順に87.7人、88.0人、86.9人、83.9人、77.6人でございます。

入所者の減少が収益に与える影響を厳密に算出することは困難ですが、令和6年度の介護老人保健施設収益及び短期入所療養介護収益の合計は約4.4億円で、単純計算では平均入所者数が1人減少することにより、およそ570万円の収益が減少することになります。

また、令和2年度と令和6年度を比較しますと、経常費用は約6,193万円、11.5%の増加。このうち、人件費が約3,047万円、8.2%の増加。人件費以外が約3,146万円、18.6%の増加となっています。

次に、負担金の9,000万円は、過去の決算額や利用率の推移から今年度の資金収支を推計し、収入を5億3,063万5,000円、支出を6億1,316万円、差引き8,252万5,000円の収入不足額が生じるものと見込んだ上で、入所者数の下振れの可能性も考慮し、9,000万円としたものでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 26番 澤田議員。

（26番澤田議員登壇）

○26番 澤田直己議員 令和5年8月23日に開催された指定管理者選定に関する選定会議においては、当該団体の財務状況についても審議が行われたことが議事録から確認できます。

その際の審議は、令和4年度決算を基に実施されたと聞いております。5名の選定委員による財務に関する採点結果は、75点満点中52点、約7割の得点であり、これだけを見れば問題なしと判断されたものと考えられます。

しかしながら、同年8月末時点では既に経営悪化の兆候が表れていたのではないのでしょうか。当時の最新の財務状況について、選定委員である税理士をはじめ他の委員にも適切に情報提供がなされていたのでしょうか。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 令和5年（2023年）8月に開催された指定管理者候補者選定委員会におきましては、当該事業団の直近3か年の収支状況のほか、令和4年度（2022年度）決算に基づく流動比率や自己資本

比率といった財務に関する指標をお示ししておりますが、令和5年度の月次での経営状況をお示しておりません。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 26番 澤田議員。

（26番澤田議員登壇）

○26番 澤田直己議員 月次でのね、経営状況をなぜその時に示さなかったのか、そこはまた委員会でお聞きしたいと思います。

次、令和4年以降にモニタリングはされているのでしょうか。その結果もお示してください。また、市の監督体制は十分であったとお考えでしょうか。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 指定管理者へのモニタリングにつきましては、吹田市指定管理者制度ガイドラインに基づき、本市職員によるモニタリングを毎年実施し、令和4年度（2022年度）には、第三者の専門的知見を活用した第三者モニタリングを実施しております。

当該ガイドラインに基づき、当該事業に対するサービスは適切に提供されていること、また運営に対する危惧を指摘していることを適宜確認しており、本市のチェック体制に特段の不備はなかったものと認識しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 26番 澤田議員。

（26番澤田議員登壇）

○26番 澤田直己議員 チェック体制に不備がない、運営に対する危惧も指摘していたのであれば、せめて、この予算提案があと1年早ければなどという思いもありますけども、その辺りもまた委員会で確認したいと思います。

今後の在り方については、令和7年度中に検討を進めるとされていますが、実際には事業精算しか選択肢が残されていないように思われます。どのような選択を取るにしても、市の負担は今回の9,000万円にとどまらず、追加の負担が生じる可能性が高いと考えます。

そこで伺います。在り方を公表した後、仮に事業清算となった場合、市としてどの程度の追加費用負

担を見込んでいるのかお答えください。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 現時点におきましては、当該施設の在り方に関して具体的な方針が定まっていないことから、今後、必要となる費用について積算する段階には至っておりません。必要となる費用につきましては、在り方検討を進める中で精査してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 26番 澤田議員。

（26番澤田議員登壇）

○26番 澤田直己議員 精査、まだしないということですが、事業清算を仮に令和8年度にする場合、昨日か一昨日の答弁でもありましたけども、退職給付引当資産が不足しているということで、これが最低でも1億1,000万円。あと、現在と同様もしくはそれ以上のペースで運転資金が減ると仮定できるので、運営分でプラス1億円以上、計2億円以上の公金の追加投入、今回の9,000万円と足せば最低でも3億円以上は必要かと思います。また、それらの妥当性についても委員会で審議したいと思います。

次、事業団は市が100%出捐して設立した外郭団体であり、実質的に市直営に近い存在です。であるならば、経営責任は誰が、どのように負うのでしょうか。お答えください。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 当該事業団につきましては、本市の出捐により設立された外郭団体ではあるものの、独立した法人であり、経営責任は当該事業団自身が負うものと認識しておりますが、設立の経緯や関係性から、本市にも道義的責任はあるものと認識しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 26番 澤田議員。

（26番澤田議員登壇）

○26番 澤田直己議員 経営責任は事業団、道義的責任は市にあるという御答弁でした。

ただ、議案書では経営悪化の責任に伴う金銭的負担は、市民に負わせる内容になっているわけですが、事業団の経営陣や役員の報酬や処遇について

見直しを行う予定はあるのでしょうか。

また、このような厳しい経営状況の中にあっても老健職員のボーナスなどは満額支給されるのか、市の見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 当該事業団の役員につきましては、医師であり施設管理者でもある副理事長を除き、報酬はございません。また、職員への賞与の支給につきましては、当該事業団の関連規定に基づき決定されるものと認識しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 26番 澤田議員。

（26番澤田議員登壇）

○26番 澤田直己議員 9,000万円の交付金投入することが経営改善の足がかりとなるのであれば、理解はできます。しかし、実態は事業清算を先送りすることで、さらなる公金の追加投入を招く未来しか見えません。損切りは早いほうが市民負担の軽減につながると考えます。

市内には六つの民間介護老人保健施設があり、入所者の受入れ枠も一定程度あると聞いております。経営破綻状態にある事業団をいたずらに延命させるのではなく、市民の負担を最小限に抑えるため、民間施設への受入れなどを早急に進めるべきと考えますが、理事長である副市長のお考えをお伺いします。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 まず、担当からお答えいたします。

今回の負担金は、当面の間、利用者に対して安定的にサービスの提供を継続することが目的であり、民間施設への引継ぎを含め、当施設及び事業団の在り方を検討する中で総合的に判断してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 当該施設には、現在も70名を超える入所者がおられます。公的な福祉施設としては、まず資金不足によるサービスの停止を回避し、当面の間、利用者や御家族の皆様安心して当施設を御利用いただくことが最優先にございます。

その上で、当施設や当該事業団の在り方について

の検討を迅速かつ丁寧に進めることが重要であると
考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 26番 澤田議員。

（26番澤田議員登壇）

○26番 澤田直己議員 続きは、また委員会で審議し
たいと思います。

続きまして、J R吹田駅南側駐車場の跡地利用に
ついてお聞きます。

当該地に保育所を設置したいとお聞きしておりま
す。まち協との契約期間は残り半年程度となります
が、既存施設の撤去や新たな施設の着工、供用開始
時期等についてのスケジュール感をどのように想定
しているのかをお答えください。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 J R吹田駅南立体駐車場跡地に
つきまして、現時点では私立保育所の整備用地とす
べく、関係部局間での調整を進めているところであ
り、具体的な工程のスケジュールは未定ではござい
ますが、担当といたしましては、令和10年（2028年）
4月の供用開始に向けて検討を進めてまいりたいと
考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 26番 澤田議員。

（26番澤田議員登壇）

○26番 澤田直己議員 令和7年2月定例会において、
東保育園と吹田第三幼稚園の統合について再検討を
求める決議が可決されました。その背景の一つには、
吹田第三幼稚園と同地区内私立幼稚園の閉園が同時
期に重なることで幼稚園を希望する保護者への対応
に不安が残ることがあります。

さらに、東保育園では距離が遠過ぎるとの声や周
辺で大規模開発が予定されており、将来的な受皿確
保への不安も指摘されています。

そこでお伺いしますが、当該地に保育所を整備す
るのであれば、これを幼保連携型認定こども園とし
て整備すれば、J R以南地区のど真ん中で幼稚園希
望者への受皿を確保し、また、駅が近いわけですか
ら、他の地域からの受皿にもなり得ます。地域の保
護者の不安を一定程度解消できると考えますが、市

の見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 本区域におきましては、共同住
宅の建設等により保育ニーズが上昇している一方で、
幼稚園ニーズは減少していることなどを考慮し、基
本的には保育所の整備を検討しているところでござ
います。

また、地域の方や関係者に対しましては、新たな
保育施設を整備する必要性について一人でも多く御
理解いただけるよう丁寧な説明に努めてまいりたい
と考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 26番 澤田議員。

（26番澤田議員登壇）

○26番 澤田直己議員 判を押したような答弁ですけ
ど、全会一致で可決した決議文の趣旨であったり、
地域、保護者の要望内容と市の対応のギャップをね、
どう埋めていくつもりなのか。先送りしているだけ
では、事態は好転することはありません。要望のね、
全てに答えるのが無理であったとしても、どこかで
譲歩するなりしないと、いつまでも前進しないと思
います。これについてはまた別の機会に質問させて
もらいます。

まちづくりの視点からも質問をさせていただきます。

まずは、J R吹田駅前のさんくすビルに入居して
いる教育委員会、パスポートセンター、さんくす図
書、消費生活センターなど公共施設について、それ
ぞれの年間の賃借料及び共益費の総額は幾らになる
のかお示してください。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 まずは、学校教育部より御
答弁申し上げます。

吹田さんくす3番館4階、教育委員会事務局執務
室等の1年間の賃借料は3,619万7,520円、共益費は
1,168万1,880円、合計で4,787万9,400円となってお
ります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 市民部長。

○大山達也市民部長 続きまして、市民部から答弁申

し上げます。

パスポートセンターは、年間の共益費が68万2,296円、修繕積立金が16万164円、使用料が6万6,000円で、総額は90万8,460円でございます。

消費生活センターは、年間の賃借料が138万4,416円、共益費が112万9,080円、修繕積立金が16万164円で、総額は267万3,660円でございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 続きまして、地域教育部から答弁申し上げます。

吹一地区公民館さんくす分館につきましては、年間の賃借料は369万6,000円、共益費は98万1,504円で、総額467万7,504円となっております。

また、さんくす図書館につきましては、年間の賃借料は3,398万2,668円、共益費は902万4,816円で、総額4,300万7,484円となっております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 26番 澤田議員。

（26番澤田議員登壇）

○26番 澤田直己議員 当該地、要は保育所建設予定地は、商業地域に位置し、周辺でも一等地と言える場所です。地域経済の活性化という観点からも、その効果を最大限に発揮するために、単に保育所の建設だけで終わらせるべきではないと考えます。

吹一公民館分館を仮に除いたとしても、年間の家賃、共益費は、合計で約1億円ぐらいになるわけです。これ、30年間入ったとね、仮定した場合ね、もう30億円もの費用が見込まれるわけですから、跡地に複合施設を建設するほうが得策ではないかと考えます。

確かに、さんくすビルの空きは一気に増えることとなりますが、それを奇貨として1番館、3番館の先行整備を進め、さらに2番館整備への機運醸成につなげるべきと考えます。担当副市長の見解を問います。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 まずは、担当から御答弁申し上げます。

当該地の跡地利用につきましては、所管する部署

が利用意向調査を行い、児童部のみが活用を提案したものと認識しております。

吹田さんくす、それぞれの棟には、様々な事情や意向をお持ちの多くの関係権利者がおり、いずれのまちづくりの手法を取る場合でも、まずは機運の醸成を図ることが最も重要と考えております。

御提案の再整備のきっかけとすることを目的として、本市施設が吹田さんくす3番館から移転することについては、現時点で効果的な手法との考えには至っておりません。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 辰谷副市長。

○辰谷義明副市長 お示しの駐車場跡地は、平成30年からNPO法人JR吹田駅周辺まちづくり協議会に暫定利用として貸付けを行ってまいりました。

その間、長期にわたりJR吹田駅以南における地域経済の活性化につながる活用策を検討いただきましたが、事業化に至らず令和7年度には貸付け終期を迎えるものでございます。このため、貸付けの在り方や直面する市の課題を踏まえ、持続的な地域活性化を図る新たな活用策の検討を進めているところでございます。

なお、JR吹田駅周辺の再整備につきましては、大阪府都市整備推進センターによるまちづくりアドバイザー派遣制度を活用し、吹田市開発ビル株式会社が団地管理組合法人吹田さんくすにおける議論をしっかりとリードしていくことができるよう進めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 26番 澤田議員。

（26番澤田議員登壇）

○26番 澤田直己議員 進む気配のない機運醸成について、一石を投じるつもりで質問をさせていただきました。

確かに、複合施設にするには時間的なね、難しい部分もあるでしょうし。ただ、耐震化がまだね、終えてないさんくす1番館や耐震化を終えてますけど3番館を先に動かすというやり方もあるんじゃないかなと思っております。

また、機運のね、醸成というか、機運がね、何か

自然発生的に湧いてくるというのはなかなか想像できないので、誰かが本気で動いて初めて出てくるものかなと。その本気で動くべき方はね開発ビルだと思っていますけども、吹田市もぜひともね、何かきっかけをね、さっきの大阪府のアドバイザー・・・、そういうのも一つのきっかけでしょうし、僕の案なんかも一つのきっかけだと思いますので、そういったものを積極的につくっていただきたいなと思います。

以上で質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 以上で本日の会議を閉じたいと存じます。

次の会議は9月16日（火曜日）午前10時に開会いたしますので、御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後4時58分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

吹田市議会議長	矢野伸一郎	
吹田市議会副議長	村口久美子	
吹田市議会議員	五十川有香	
吹田市議会議員	久保直子	
吹田市議会議員	石川勝	